

第4期消費者基本計画案のパブリックコメント(2019.12.25～2020.1.23)における意見

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
1	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見	1.消費者委員会に関する意見		・消費者委員会について、消費者行政を推進するための機構という観点から重要であるため、その位置付けを明確に記載するとともに、消費者基本計画の案の策定や工程表の改定に際しては消費者委員会において十分審議することを明記すべき。	消費者委員会をめぐっては、第5章5(2)において、「消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みを最大限活用し、専門的観点から積極的に調査審議や建議等を行う」組織である旨を、また、第5章の冒頭において、消費者基本計画工程表を毎年度改定する際に、「消費者委員会の意見を聴取」した上で行うことを、それぞれ明記しています。
2	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見	1.消費者委員会に関する意見		・消費者委員会のこれまでの実績として、建議、意見、提言の件数を記述すべき。	御意見を踏まえ、第1章2に、「また、消費者委員会は、消費者庁を始めとする政府の消費者行政全般に対する監視機能等を有する第三者機関として内閣府に設置されたものであり、これまでに、建議21件、提言18件、意見等88件、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)第6条第2項第2号の規定に基づく答申6件(2020年2月時点)を行うなど、積極的に調査審議を行っており、幅広い分野の検討等を通じ、消費者の意見を政府の消費者政策の推進に反映させてきている。」と加筆しました。
3	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見	1.消費者委員会に関する意見		・第1章の2に消費者委員会に関する記述を追加すべき。	御意見を踏まえ、第1章2に、「また、消費者委員会は、消費者庁を始めとする政府の消費者行政全般に対する監視機能等を有する第三者機関として内閣府に設置されたものであり、これまでに、建議21件、提言18件、意見等88件、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)第6条第2項第2号の規定に基づく答申6件(2020年2月時点)を行うなど、積極的に調査審議を行っており、幅広い分野の検討等を通じ、消費者の意見を政府の消費者政策の推進に反映させてきている。」と加筆しました。
4	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見	1.消費者委員会に関する意見		・消費者委員会の意見・建議等の実績を加筆すべき。	御意見を踏まえ、第1章2に、「また、消費者委員会は、消費者庁を始めとする政府の消費者行政全般に対する監視機能等を有する第三者機関として内閣府に設置されたものであり、これまでに、建議21件、提言18件、意見等88件、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)第6条第2項第2号の規定に基づく答申6件(2020年2月時点)を行うなど、積極的に調査審議を行っており、幅広い分野の検討等を通じ、消費者の意見を政府の消費者政策の推進に反映させてきている。」と加筆しました。
5	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見	1.消費者委員会に関する意見		・消費者委員会の取組に関する記述や、地方消費者行政の財政問題、消費者団体の育成等について、これまでの取組を踏まえた現状と課題に関する記述を追記すべき。	御意見を踏まえ、第1章2に、「また、消費者委員会は、消費者庁を始めとする政府の消費者行政全般に対する監視機能等を有する第三者機関として内閣府に設置されたものであり、これまでに、建議21件、提言18件、意見等88件、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)第6条第2項第2号の規定に基づく答申6件(2020年2月時点)を行うなど、積極的に調査審議を行っており、幅広い分野の検討等を通じ、消費者の意見を政府の消費者政策の推進に反映させてきている。」と加筆しました。 なお、地方消費者行政及び消費者団体の育成に関わる取組は、第3期消費者基本計画工程表に基づき施策を進めてきたところ、令和元年7月に工程表の改定を行った際、「個々の施策については(中略)、基本的に着実な進捗が図られている」としており、消費者団体等との継続的な情報交換の取組、適格消費者団体の設立促進の取組、地方公共団体の自主財源に裏付けられた予算の確保促進の取組等が進められてきたところですが、本文に最低限言及すべきと考えられるこれまでの成果等を別として、個別施策の進捗状況等については、素案のパブリックコメントに際し、参考資料としてお示ししています。
6	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・「2.消費者庁・消費者委員会設置とその後10年間の消費者政策の展開」に以下を追記すべき。「消費者団体訴訟制度の創設。国民生活審議会『21世紀型消費者政策の在り方』答申を受けて、消費者団体訴訟制度の設計議論が始まり、消費者契約法の改正により差止請求権を民間団体に付与するという新たな法制度を設けた。」	御意見を踏まえ、第1章2に、「さらに、消費者団体訴訟制度に関し、2007年に消費者契約法の一部改正により適格消費者団体による差止請求の制度が初めて創設され、その後、特定商取引法等にも規定が盛り込まれるとともに、2013年には、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)が制定され、特定適格消費者団体が個々の消費者に代わって訴訟を通じて集団的な被害の回復を求めることができる制度を創設している。」と加筆しました。
7	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・「分野横断的な法令の整備」が、悪徳商法の撲滅や消費者被害の削減にどのように寄与したのかについて追記すべき。	法執行の実績その他の個別施策の進捗状況等については、素案の参考として添付した「第3期消費者基本計画の進捗状況について」においてお示ししています。
8	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・「消費者行政の司令塔」として他省庁等にできたこと・できなかったことなど、これまでの取組における教訓や、消費者基本計画を遂行する上での課題の整理について記載すべき。(2件)	御意見いただいた点を含め、第1章3に、新計画において対応すべき、引き続きの政策課題や新たな政策課題について記載しています。
9	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・消費者団体が消費者行政や消費者庁の創設に貢献してきた旨を記載すべき。	消費者基本計画が政府における消費者政策の大綱を示すものであることから、第1章2において、消費者庁・消費者委員会の設置に係る経過と、その後の政策の推移について記載しております。また、消費者団体は、消費者行政に対し、継続して大きな役割を果たしており、そのことを踏まえ、第5章5の記述を設けています。
10	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・消費者安全調査委員会の創設については、消費者事故の顕在化を受けて、その原因究明と再発防止を使命とする消費者安全調査委員会の創設は画期をなす出来事であり、これを記述すべき。	御意見を踏まえ、第1章2に、「2012年に施行された消費者安全法(平成21年法律第50号)の一部改正により、生命身体事故等の原因究明等を行う独立性の高い組織として、消費者安全調査委員会が発足した。」と加筆しました。
11	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・食品安全委員会の設置(2003年)、消費者契約法改正による消費者団体訴訟制度の創設(2006年)、消費者安全調査委員会の設置(2012年)は、消費者行政の在り方を変えた歴史的出来事であり、加筆すべき。(3件)	御意見を踏まえ、第1章2に、消費者団体訴訟制度の創設及び消費者安全調査委員会の発足について加筆しました。 なお、食品安全委員会の設置については、第1章1に、根拠法となる食品安全基本法の制定について記載しています。
12	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・食品安全基本法の制定と食品安全委員会の設置については、産業振興と規制が同じ部局で行われてきたことを改め、リスク分析手法に則って食品の安全管理を行う方針転換をした重要な転換点であり、これを記述すべき。	消費者問題の歴史の中で重要な画期であることを踏まえ、第1章1に、食品安全委員会の設置根拠となる食品安全基本法の制定について記載しています。
13	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・第3期消費者基本計画の成果や課題を明確にし、その課題を乗り越えられるように第4期消費者基本計画を立案すべき。	御意見いただいた点を含め、第1章3に、新計画において対応すべき、引き続きの政策課題や、新たな政策課題について記載しています。
14	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・これまでの消費者政策の展開に関する記述を増やすべき。少なくとも、消費者委員会の取組に関する記述や、地方消費者行政の財政問題、消費者団体の育成等について、これまでの取組を踏まえた現状と課題に関する記述を追記すべき。	御意見を踏まえ、第1章2に、消費者委員会の取組実績等について加筆しました。 なお、地方消費者行政や消費者団体をめぐる現状等については、素案の参考として添付した「第3期消費者基本計画の進捗状況について」において、お示ししています。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
15	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・消費者基本法はその基本理念で規定されているとおり、「消費者と事業者との間の情報の質及び交渉力等の格差」を背景に、消費者権利の擁護及び増進のために策定されたものであり、「消費者の位置付けを『保護される者』から『自立した主体』へと転換した」など、「自己責任」・「自立した主体」という用語を無限定に使用すべきではない。	消費者基本法第2条第1項において、「消費者政策の推進は（中略）消費者の自立を支援することを基本」とする旨が規定されたのは、社会経済情勢が変化する中で、消費者が市場において自らの利益の増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、その自立を支援することを今後の消費者政策の基本とする必要があったことによるものであり、生命・身体に係る分野における事業者への規制や、悪質な財産被害に対する厳正な対応を行うことは、引き続き重要であると考えています。 今回の計画においても、消費者被害の防止を重要施策として掲げており、無限定に自己責任の範囲を広げているものではありません。
16	1.消費者問題の歴史・消費者政策の展開に関する意見			・消費者教育推進法は、消費者教育の内容に消費者市民社会に関する理解を深めることを含むものとし、公正かつ持続可能な社会の形成を目指すその後の消費者教育の方向性を明確に位置付けた点で非常に意義のあるものであり、消費者政策の展開の中に消費者教育推進法の制定(2012年)も位置付けるべき。	第1章2では、消費者問題が多発している状況等を受け、消費者庁及び消費者委員会において対応してきた取組について主に記載しております。 なお、消費者教育については、個々の消費者問題へ対応するためのものではありませんが、消費者の自立を支援する重要施策であり、第5章4において、詳細に記述しています。
17	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見	1.消費者のぜい弱化に関する意見		・「消費者のぜい弱化・多様化」と「社会情勢の変化」に分けて記述されており、ぜい弱な消費者と平均的・一般的消費者とを対比させた書きぶりとなっている。むしろ、人口動態の変化や、グローバル化や技術進歩による消費生活の変化、価値観の変化により、全体として消費者・取引形態の多様性が拡大しているものと捉えるべき。	本計画では、「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書」(令和元年6月消費者委員会)等を参考に、従来の平均的消費者像を見直す観点をお示ししています。同報告書における「継続的脆弱性」・「一時的脆弱性」の整理と、計画案での整理は矛盾していないものと考えます。
18	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見	1.消費者のぜい弱化に関する意見		・「地域社会から孤立した高齢者・若年者等の増加、訪日外国人・在留外国人の増加、及び自然災害の激甚化・多発化等により、いわゆる「一般的・平均的消費者」についても一時的にぜい弱な消費者となってしまう」とあるが、原案では、高齢者や若年者、外国人の増加も「一時的にぜい弱となる一般的・平均的消費者」となる要因と誤解されるおそれがあるため、修正すべき。	御意見を踏まえ、第2章3①について、「地域社会から孤立した高齢者・障害者・若年者等の増加が進んでいること、また、訪日外国人・在留外国人の増加、及び自然災害の激甚化・多発化等により、いわゆる一般的・平均的消費者についても一時的にぜい弱な消費者となってしまうこと等を踏まえ、」と修正しました。
19	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見	1.消費者のぜい弱化に関する意見		・消費者と事業者の間に情報の質・量、交渉力の格差があることを前提として、取引環境によっては、いわゆる「一般的・平均的消費者」についても一時的に「ぜい弱な消費者」となり得ると理解すべきであり、高齢化の進行、成年年齢の引下げ、外国人の増加等が要因で消費者のぜい弱化が進むとの表現は削除すべき。	本計画では、「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書」(令和元年6月消費者委員会)等を参考に、従来の平均的消費者像を見直す観点をお示ししています。同報告書における「継続的脆弱性」・「一時的脆弱性」の整理と、計画案での整理は矛盾していないものと考えます。
20	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見	2.デジタル化に関する意見		・「デジタル化の進展に伴う電子商取引の拡大や自然災害の激甚化・多発化等により、いわゆる「一般的・平均的消費者」についても一時的にぜい弱な消費者となってしまう状況がより多く発生することが懸念されている。」とあるが、「デジタル化の進展」と「消費者のぜい弱化」にどのような因果関係があるのかを十分に検証された上で記載を再検討すべき。	本計画では、「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書」(令和元年6月消費者委員会)等を参考に、従来の平均的消費者像を見直す観点をお示ししています。同報告書における「継続的脆弱性」・「一時的脆弱性」の整理と、計画案での整理は矛盾していないものと考えます。
21	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見	2.デジタル化に関する意見		・「また、非対面取引であるために、商品・サービスが消費者の期待したものと異なることや、(中略)OtoCの取引においても同様に発生しており、今後増加していくことが懸念される。」とあるが、商品・サービスが消費者の期待していたものと異なる場合や、そもそもそれらが提供されないことは、電子商取引に限った事象ではなく、ほかの形態の取引でも起こり得るものであり、原案は事実誤認。記載を抜本的に見直すべき。	デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引についても、商品が届かない等の消費生活相談が寄せられており、原案を修正する必要はないものと考えます。
22	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見	2.デジタル化に関する意見		・「特に、デジタル化の進展に伴い近年活発化している電子商取引については、非対面取引であることやPFを介した商取引であることなど、従来の商取引とは異なる特徴を有していることを踏まえ、(以下略)」とあるが、PFでなくとも電話勧誘販売やカタログ通販など非対面取引は従来からあること、実店舗でもアウトレットモールなど、「場」を提供した取引はほかにもあり、従来のものと異なる特徴とは考えられない。何を以て「異なる特徴」とするかを再検討すべき。	近時拡大の著しいデジタルプラットフォームを介した取引については、二面市場におけるネットワーク効果も相まって、大量のデータ等を活用しながら、非対面により運営事業者が消費者取引を成立させる場を提供していることから、御意見にある既存の取引形態とは異なる特徴があり得るものと考えております。
23	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見	2.デジタル化に関する意見		・「デジタル化の進展に伴う電子商取引の拡大や自然災害の激甚化・多発化等により、いわゆる「一般的・平均的消費者」についても一時的にぜい弱な消費者となってしまう状況がより多く発生することが懸念されている。」とあるが、「デジタル化の進展」と「消費者のぜい弱化」にどのような因果関係があるのかを十分に検証された上で記載を再検討すべき。	本計画では、「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書」(令和元年6月消費者委員会)等を参考に、従来の平均的消費者像を見直す観点をお示ししています。同報告書における「継続的脆弱性」・「一時的脆弱性」の整理と、計画案での整理は矛盾していないものと考えます。
24	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見	2.デジタル化に関する意見		・非対面か対面か、デジタルかそうでないかといった表面的な違いに囚われており、悪徳事業者や消費者被害が発生する真因といった本質的な部分に着目した課題分析が不足している印象。「対面か非対面か」に着目する時代はもう終わりを迎えており、消費者政策を担当する行政も、デジタルファーストの時代に即した考え方をもち、当然に移り変わっていく表面的な違いに囚われることなく、本質的な政策を検討・実施すべき。	デジタルプラットフォームを介した取引については、二面市場におけるネットワーク効果も相まって、大量のデータ等を活用しながら、非対面により運営事業者が消費者取引を成立させる場を提供する一方で、運営事業者の役割や責任が必ずしも明確ではありません。しかしながら、消費者トラブルが存在し、市場の成長も見込まれていることから、御指摘のように、本質的な政策を検討・実施すべく、消費者庁においては、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」などの学識経験者からなる検討会を開催し、政策の在り方を検討していただいているところです。
25	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見			・「いわゆる一般的・平均的消費者」の定義が曖昧なため、「全ての消費者についても」とすべき。	「いわゆる一般的・平均的消費者」については、「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書」(令和元年6月消費者委員会)等において示された、きめ細やかな消費者政策の推進に向けた考え方を端的に表すものと理解しており、「継続的なぜい弱性」、「一時的なぜい弱性」、「一般的・平均的消費者」の相互の関係を鑑み、原案を修正する必要はないものと考えます。
26	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見			・「判断能力が十分でない若年者については、悪質商法の被害に遭いやすい傾向にある」について根拠が不明確。	成年を迎えた者から寄せられる消費生活相談の件数が、それより下の年齢層と比べ、増加する傾向があり、成年年齢の引下げに伴い、これまで未成年者取消権を行使し得た世代への対応を強化する必要があります。
27	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見			・実効性ある対策とするため、膨大な消費者被害が発生し続けている要因を分析すべき。	これまでも、地域で寄せられた消費生活相談情報を、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に集約することで、情報の共有・収集が利便性の高い形で行えるようになってきました。引き続き、個々の施策の推進に当たって、消費者被害の背景等を適切に分析してまいります。
28	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見			・訪日外国人・在留外国人による消費の増加に関連し、輸入取引にも言及すべき。	国際化の進展に伴う消費生活の変化により、越境取引が増加する傾向にあります。そのため、第5章3(2)において、輸入に係るものであるかを問わず、越境消費者トラブルについての対応の方向性を記載しています。
29	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見			・消費者はそもそも情報量の格差等により事業者に対してぜい弱であることから、「消費者のぜい弱化・多様化」というタイトルを「消費者の多様化」とすべき。	御意見を踏まえ、「ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化」に修正しました。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
30	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見			・SDGsが国連サミットで採択される以前から、我が国では「消費者市民社会」の概念の下、持続可能な社会の実現に向けた取組を行ってきたことについて追記すべき。	日本における政策展開の経緯としては、御意見のとおりですが、国際的に、より包括的な目標が共有されたことを踏まえ、本計画の背景となる社会情勢の変化としての観点を強調して記載しています。
31	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見			・自然災害の激甚化・多発化については、消費生活と無関係ではないものの、特に消費生活と結び付けて論ずる意味は薄く、このように分量を割いて記載することに違和感。	第3期消費者基本計画においても、策定前に発生した東日本大震災後の意識の変化について記載していますが、当該計画期間内において、複数の大規模豪雨が発生し、生活再建期に消費者トラブルが見受けられる状況となったこと等に鑑みれば、関係省庁と連携した効果的な対応が必要となる領域と言い得るため、原案を修正する必要はないものと考えます。
32	2.消費者政策をめぐる現状と課題に関する意見			・未成年者取消権を18歳、19歳が行使できなくなることにより、社会経験や知識が十分とは言えない若者の消費者被害が増加する懸念や、若者に多いとされる消費者トラブル(マルチ商法、デート商法、副業、美容医療等)について追記すべき。	若者の消費者被害が増加する懸念については、第2章1(2)及び第2章3①において、関連する記載をしております。 また、若者に多いとされる消費者トラブルについては、第1章2に記載のとおり、消費者庁所管法令(消費者契約法、特定商取引法)の改正により規定を整備しているところですが、必要に応じて、適切な運用を進めることに関しては、第5章(美容医療関係)に記載しています。
33	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・「近年、国民生活センターが、歯科インプラントや健康食品に関する注意喚起を公表するなど、生命・身体に係る危害の発生防止は、引き続き、喫緊の課題となっており、関係府省庁等や関係の事業者・事業者団体における情報共有や実態把握を強化し、適切な対応を進める。」とあるが、この部分が食品関連分野(インプラントも大きくはそれに含まれるとして)に言及しているという位置付けなのかが不明確。食品分野の消費者事故に限定して言及しているのであれば、それが分かるような表現を追加した上で、次のように追記すべき。 「～略～ 生命・身体に係る危害の発生防止は、引き続き、喫緊の課題となっている。関係府省庁等や関係の事業者・事業者団体における情報共有や実態把握を強化し、安全の基準の策定や必要な法整備を行うなど、適切な対応を進める。」 食品分野に限らず、生命・身体に係る危害全体の発生防止に関する記述であるなら、「近年、国民生活センターが、歯科インプラントや健康食品に関する注意喚起を公表するなど、」という記述は、限定的で相応しくないため、6-9行は削除すべき。	御意見いただいた箇所は、生命・身体に係る危害全般について言及する趣旨で記載しています。また、国民生活センターの注意喚起実績については、同一の対象・分野であっても、機会を捉えて繰り返し注意喚起を実施することが重要であることを、具体的な注意喚起事例を記載することによって明確にするためのものです。そのため原案を修正する必要はないものと考えます。
34	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・「身近な化学物質製品等に関する正しい知識が得られるよう」を「身近な化学物質製品等の利用時の安全性を確保すると共に、正しい知識が得られるよう」とすべき。	リスクコミュニケーションの取組は、身近な化学物質製品等の利用時の安全性が確保されることを前提とした上で実施されるものであることから、原案を修正する必要はないものと考えます。
35	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・「宅地造成に伴う災害や建築基準法等の法令についての違反への対策等に対して、地方公共団体に対する助言等の支援を行う。」とあるが、「宅地造成に伴う災害」の意味が正確に読み手に伝わらない。また、本記述はあまりにも個別的であるため、計画からは削除し、工程表に記載するか、記述を残すのであれば、「建築物に関連する消費者事故の未然防止に関連して」などとすべき。	当該施策については、第3期消費者基本計画にも記載され、継続的に推進が図られているところ、継続して進めることが重要と考えます。
36	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・「宅地造成に伴う災害や建築基準法等の法令についての違反への対策等に対して、地方公共団体に対する助言等の支援を行う」の前に「建築物に関連する消費者事故の未然防止に関連して」を追記すべき。	「事故の未然防止のための取組」であることが当該記載内容の見出しに明示されており、敢えて加筆する必要はないものと考えます。
37	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・子供の事故防止に関して、「安全基準の策定や必要な法制備を行う」ことを追記すべき。	第5章(1)①については、子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の状況を敷衍して記述しています。当該連絡会議の目的は、「子供の事故防止に関連する関係府省庁の連携を図り、子供の事故の実態及び子供の事故防止に向けた各種取組等を情報交換する。あわせて、効果的な啓発活動の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。」ことにあるため、原案により過不足なく記載できているものと考えております。引き続き、適切に施策の推進を図ってまいります。
38	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・子供の事故防止のために、関係者の意識を高めるだけでは不十分であるため、以下のように修文すべき。 「子供たちの明るい未来のため、子供の事故を可能な限り防止すべく、安全基準の策定や必要な法制備を行うとともに、保護者、教育・保育施設の関係者など、幅広い関係者が、高い事故防止意識を基に行動をとるために必要な取組を、関係府省庁等の連携の下に進める。」	第5章(1)①については、子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の状況を敷衍して記述しております。当該連絡会議の目的は、「子供の事故防止に関連する関係府省庁の連携を図り、子供の事故の実態及び子供の事故防止に向けた各種取組等を情報交換する。あわせて、効果的な啓発活動の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。」ことにあるため、原案により過不足なく記載できているものと考えております。引き続き、適切に施策の推進を図ってまいります。
39	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・消費者安全調査委員会の事故情報収集体制を更に強化することについて追記すべき。	第5章1(1)③において、「消費者安全調査委員会は、事務局の専門性や情報発信力の強化を進め」と記載しており、御意見の趣旨は既に反映されていると考えます。引き続き、消費者安全調査委員会の機能が十分に発揮されるよう、適切に対応してまいります。
40	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・消費者事故の被害者は、事故後の行政等の不適当な対応により二重三重に傷つけられることが多く、被害者に配慮した説明・情報提供が求められている。「被害者に配慮した説明・情報提供を行ったり、メンタルケアを含む相談対応を行う被害者対応窓口を設置する」という記載を追加すべき。	これまでも、消費者安全調査委員会による事故等原因調査等に当たり、被害者に配慮した説明・情報提供を行っております。御指摘を踏まえ、5章1(1)③において、「被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮しつつ、」と加筆しました。
41	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・生命・身体に係る危害の発生防止について、「安全の基準の策定や必要な法整備を行うなど」と追記すべき。	現時点において、生命・身体分野における消費者事故等の防止に関する制度整備の方針が確定している状況にはないものと理解しておりますが、一般論として、制度を所管する省庁等において、基準の策定等が適切な対応となるケースもあり得ることから、第5章1(1)①について、御意見を踏まえ、「関係府省庁等や関係事業者・事業者団体における情報共有や実態把握を強化し、基準の策定等を含め、適切な対応を進める。」と修正しました。
42	3.消費者被害の防止に関する意見	1.消費者事故の防止		・子供の事故防止について、これまで「子ども安全メールfrom消費者庁」、「子どもを事故から守る！Twitter」等を活用し、注意喚起が行われているとのことであるが、それらが存在すること自体の周知が不十分であり情報提供が浸透していないため、教育・保育施設の協力を仰ぎ、メールの登録者数の増加、Twitterの閲覧数の増加に取り組むべき。	第4期消費者基本計画においても、個別施策の取組予定等を明らかにした工程表を策定することとしております。工程表の策定過程においては、御意見の趣旨を踏まえてまいります。
43	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・食品の生産から流通・販売までの各段階における安全性の確保、HACCPに沿った衛生管理の徹底及び正しい表示や情報提供のため、食品トレーサビリティ制度導入の検討を進める旨を記載すべき。	食品トレーサビリティ制度については、第3期消費者基本計画の期間内においても、「実践的なマニュアル」(農林水産省にて公表)の導入促進等を図ってきたところです。引き続き、今後策定する工程表において、適切に位置付け、施策を推進してまいります。
44	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・「消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするため、食品表示の全体像に関する報告書を踏まえ」ではなく、「消費者が誤認をする、見づらい、といった課題を解決し、報告書も踏まえ、」とすべき。	令和元年8月に公表された消費者委員会食品表示部会の報告書では、当該報告書の第2の1(2)において、解決を要する課題として、見づらさへの不満が掲げられたと承知しております。今後とも、いわゆる一括表示部分に関する調査の実施等を適切に進めてまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
45	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・「消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し」を「消費者の誤認を招く表示、見づらい表示、といった課題を」とすべき。	令和元年8月に公表された消費者委員会食品表示部会の報告書では、当該報告書の第2の1(2)において、解決を要する課題として、見づらさへの不満が掲げられたと承知しております。今後とも、いわゆる一括表示部分に関する調査の実施等を適切に進めてまいります。
46	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・GAPで認証されていても適正に管理すればすべての農薬が使用できるが、食の安全を確保するため、殺虫剤「オルトラン」について使用及び製造を中止すべき。	農薬の登録に当たっては、残留農薬の摂取量について、一日摂取許容量を超えないか、及び急性参照用量を超えないかとの観点により評価されています。オルトランについては、評価の結果、いずれの点においても問題がないと判断されています。
47	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・原料原産地表示について、事業者は、消費者にとって分かりやすく、かつ消費者に負担を負わせない情報提供の方法について思考錯誤している状況。表示の議論については、早急に、かつ継続的に検討すべき。	平成29年9月から、新たな加工食品の原料原産地表示制度が実施されております。適切な制度運用が図られるよう、引き続き、事業者に対する情報提供等を進めてまいります。
48	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・都道府県によってHACCPに関する指導に温度差があるように感じられるため、水準が全国的に統一されるよう、HACCPの義務化に向けた地方における体制整備も重要。	第3期消費者基本計画期間内においても、都道府県等の食品衛生監視員向けの研修会の開催等の取組を進めてきたところです。御意見を踏まえ、第4期計画の期間内においても、別途定める工程表に即して、適切な制度運用の確保に努めてまいります。
49	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・分かりやすく活用される食品表示とするため、現状把握に係る調査等結果を踏まえた検討を行う際は、表示の優先順位やWEBでの情報提供の具体的課題等を十分に整理した上で、中小事業者の実態も踏まえた検討を行うべき。	今後、いわゆる一括表示に関する調査の実施等を進めることとしておりますが、その際には、御意見の趣旨を踏まえてまいります。
50	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・近年、機能性表示食品等の誤った方法・量の接種による健康被害が発生している。保健機能食品制度及び特別用途食品制度について、消費者へのリスク等の注意喚起について追記すべき。(2件)	機能性表示食品や特定保健用食品等は、1日当たりの摂取目安量や摂取上の注意事項を表示することが義務付けられています。御意見も踏まえ、こうした制度の理解促進等の取組を引き続き工程表に位置付け、適切に進めてまいります。 また、いわゆる健康食品について「健康食品Q&A」を作成し、利用する際に注意すべきポイント等の情報提供に努めています。
51	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・食品のトレーサビリティ制度について記載すべき。(3件)	食品トレーサビリティ制度については、第3期消費者基本計画の期間内においても、「実践的なマニュアル」(農林水産省にて公表)の導入促進等を図ってきたところです。引き続き、今後策定する工程表において、適切に位置付け、施策を推進してまいります。
52	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・食品の虚偽・誇大広告に関する消費者被害が少なくなるよう、関連行政機関等と連携した監視・取締体制の強化について追記すべき。	第3期消費者基本計画の期間内において、食品表示連絡会議の枠組みによって中央段階での連携を図り、その下で、ブロック及び都道府県レベルでの監視協議会を開催し、重層的な監視・取締りを進めてきたところです。引き続き、今後策定する工程表において、適切に位置付け、施策を推進してまいります。
53	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・製造業者は遺伝子組換え食品について、遺伝子組換えで作ったことは分かるはずであり、その旨を表示すべき。	遺伝子組換え食品については、安全性審査を経て厚生労働省が流通を認めた8農産物と、それを原材料とした33加工食品群について、表示義務を課しています。また、義務対象となっている食品のうち、遺伝子組換えのものを分別生産流通管理している場合は「大豆(遺伝子組換え)」などと表示し、分別生産流通管理をしていない場合、又は遺伝子組換えでないものを分別生産流通管理したが、遺伝子組換えの意図せざる混入が5%を超えている場合は、「大豆(遺伝子組換え不分別)」などと表示することになっています。
54	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・TPP11協定、日欧EPA協定、日米貿易協定の発効により、輸入食品の輸入が増加する。輸入食品の増加を前提に、計画的に、輸入食品の検疫体制の強化・充実を図るべき。	第3期消費者基本計画の期間内において、輸入食品の安全性確保のため、輸入食品監視指導計画を策定し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組んできたところです。引き続き、今後策定する工程表において、適切に位置付け、施策を推進してまいります。
55	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・ゲノム編集技術については学習の機会とリスクコミュニケーションを丁寧に実施し、その上で消費者の選ぶ権利を保障するため、表示義務を法制化すべき。	ゲノム編集技術応用食品の表示については、外来遺伝子等が残存しないものは、現段階では、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものか、科学的に判別不能であり、また、現状、国内外において、ゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であることを踏まえ、食品表示基準の表示の対象とはしないこととしています。 今後、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集も随時行った上で、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて取扱いの見直しを検討することとしています。引き続き、関係府省と連携し、リスクコミュニケーションの取組を進めてまいります。
56	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・消費者の適切な選択のため、遺伝子組換え食品の混入率の判別ができるようにすべき。	表示義務制度を考えるに当たっては、事業者の実行可能性を確保することも重要であり、原材料の安定的な調達に困難となる可能性や包材の調達・検査に係る作業量やコストの増大が過度な負担となる可能性なども考慮する必要があります。いずれにせよ、引き続き、遺伝子組換え表示制度の適切な運用を確保してまいります。
57	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・遺伝子組換え表示制度以外にも、アレルギー表示制度の変更(アーモンドの追加)、ゲノム編集技術応用食品の表示、添加物表示制度の見直し等、重要な制度見直しが相次いでおり、事業者への的確な周知が求められることから、「遺伝子組換え食品表示制度についても、…事業者に対し周知…」を「遺伝子組換え食品表示制度等についても、…事業者に対し周知…」に修正すべき。	御意見にある、遺伝子組換え表示制度、アレルギー表示制度(アーモンドの追加)、ゲノム編集技術応用食品の表示については、事業者及び消費者に対し周知してまいります。 添加物表示制度の見直しについては、検討が進められている状況であるため、具体的な施策については、位置付けることが可能となった時点以降の工程表の改定の折に、適切な対応を進めてまいります。
58	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・国、事業者、消費者が一体的に推進する減塩等の生活習慣病対策に資する取組について追記すべき。	減塩に関する取組については、「第3次食育推進基本計画」及び「健康日本21(第二次)」において推進を図っております。引き続き、関連する施策を推進してまいります。
59	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・食品の安全性の確保に向けて、リスクコミュニケーションの充実や、消費者への情報提供・注意喚起について追記すべき。	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションについては、第5章1(1)④に明記しております。施策の推進に際しては、御意見の趣旨を踏まえてまいります。
60	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・食品の安全性の確保に向けて、食品安全行政に係る人材・予算等の体制強化、リスクコミュニケーションの充実、及び消費者への情報提供・注意喚起について追記すべき。	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションについては、第5章1(1)④に明記しております。施策の推進に際しては、御意見の趣旨を踏まえてまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
61	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・食品の安全性確保のために、残留農薬、人工添加物、遺伝子組換え食品等は10年程度の経過措置を設けて一切禁止すべき。	例えば、農薬の登録に当たっては、残留農薬の摂取量について、一日摂取許容量を超えないか、及び急性参照用量を超えないかとの観点により評価されており、基準を満たすものは登録が可能となっております。 また、遺伝子組換え食品については、分別生産流通管理の過程における意図せざる混入の状況等を踏まえた制度設計がなされております。このように、個々の制度整備に際しては、その時点での技術水準を踏まえた対応がなされているところです。 引き続き、適切な制度運用に留意してまいります。
62	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・食品表示全般の周知については、地方に出先機関を持つ農林水産省や厚生労働省も連携し進めるべきであり、「事業者に対して周知」を「関係機関が連携して事業者へ周知」に修正すべき。	これまでも、加工食品の原料原産地表示制度に関する周知啓発を始めとして、関係省庁等が連携して周知啓発の取組を進めてきたところです。引き続き、適切に対応してまいります。
63	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・新しく制度化された食品衛生法及び食品表示法に基づくリコール届出制度について、食品ロスの削減という視点も踏まえて、アレルギー等の安全性に関する食品表示に従った表示がなされていない食品に限定して届出を義務付けることを徹底すべき。	食品表示法における自主回収情報の届出制度は、食品関連事業者が食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行ったもののうち、食品の安全性に関するものについて、行政機関への届出を義務付けし、当該情報を行政機関から消費者へ情報提供するというものです。
64	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・第4期消費者基本計画の期間は、食品の表示制度の変更に当たり、消費者に改正内容の周知を図るべき。	第5章1(2)⑤において、御意見に沿った記載をしております。
65	3.消費者被害の防止に関する意見	2.食品の安全性の確保		・添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品、ゲノム編集等の本当のリスクを情報提供すべき。	例えば、農薬の登録に当たっては、残留農薬の摂取量について、一日摂取許容量を超えないか、及び急性参照用量を超えないかとの観点により評価されており、基準を満たすものは登録が可能となっております。 また、遺伝子組換え食品については、分別生産流通管理の過程における意図せざる混入の状況等を踏まえた制度設計がなされております。このように、個々の制度整備に際しては、その時点での技術水準を踏まえた対応がなされているところです。 引き続き、適切な制度運用に留意してまいります。
66	3.消費者被害の防止に関する意見	3.厳格な法執行		・被害の拡大を防ぐため、消費者庁の所管法に抵触する事業者に対して速やかな法執行をすべき。	これまでも、法と証拠に基づき、消費者庁所管法令を厳正に執行してきたところです。引き続き、消費者トラブルに対し、適切に対応してまいります。
67	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・「実効的な対策を検討する」を「法規制など実効的な対策を検討し、必要な措置を講ずる」とすべき。	御意見を踏まえ、第5章1(2)に、「特定商取引法及び預託法について、法執行状況や「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」における検討状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化や悪質ないわゆる販売預託商法への実効的な規制、経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処や新たな課題への対応も含め、実効的な対策を検討し、制度改正等の必要な措置を講ずる。」と加筆しました。
68	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・「また、特定商取引法及び預託法について、法執行状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化やいわゆる悪質な「販売預託商法」への対応、経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処も含め、実効的な対策を検討する。」を「また、特定商取引法について、法執行状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化や経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処も含め、実効的な対策を検討するほか、いわゆる悪質な「販売預託商法」への対応のため、実効的な対策として、預託法若しくは金融商品取引法の改正を行う。」に修正すべき。	御意見を踏まえ、第5章1(2)①に、「特定商取引法及び預託法について、法執行状況や「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」における検討状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化や悪質ないわゆる販売預託商法への実効的な規制、経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処や新たな課題への対応も含め、実効的な対策を検討し、制度改正等の必要な措置を講ずる。」と加筆しました。
69	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・「適正な取引の実現に向けて、引き続き、特定商取引法及び預託法の厳正な執行や関係法令の周知を行うことで悪質商法を市場から排除するほか…」を「適正な取引の実現に向けて、引き続き、特定商取引法の厳正な執行や関係法令の周知を行うことで悪質商法を市場から排除する。なお預託法の厳正な執行によっては悪質商法を市場から排除することができなかった反省から、早急に預託法もしくは金融商品取引法の改正を行うほか…」に修正すべき。	現在、消費者庁では、特定商取引法及び預託法について、法改正を視野に制度の在り方について検討するための「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催しているところです。令和2年夏までを目途に、検討委員会としての一定の結論を得た上で、具体的な制度設計に入っております。
70	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・悪質ないわゆる「販売預託商法」について、消費者委員会から発出された建議に基づき検討する旨を明示すべき。	現在、消費者庁では、特定商取引法及び預託法について、法改正を視野に制度の在り方について検討するための「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催しているところです。令和2年夏までを目途に、検討委員会としての一定の結論を得た上で、具体的な制度設計に入っております。
71	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・販売預託商法について、早期の実態把握、違法状態が判明した際の行政庁による財産保全措置等、実効性ある法整備の具体的な方向性を明示すべき。具体的には、登録制による参入規制、広告規制、勧誘規制、適合性原則、説明義務、損失補填の禁止、分別管理・事業報告等の義務、会計監査の義務等、金融商品取引法と同程度の規制を課すべき。また、所管行政庁がポンジスキームの実態を把握した時点で速やかに事業を停止させ、資産が散逸しないようにして被害拡大を防止するためにも、所管行政庁に破産申立権限を付与すべき。	現在、消費者庁では、特定商取引法及び預託法について、法改正を視野に制度の在り方について検討するための「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催しているところです。令和2年夏までを目途に、検討委員会としての一定の結論を得た上で、具体的な制度設計に入っております。
72	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する実効的な法制度の見直しについて、早期の実態把握、違法状態が判明した際の行政庁による破産申立権・財産保全措置など、実効性ある法整備の具体的な方向性を明示すべき。(10件)	現在、消費者庁では、特定商取引法及び預託法について、法改正を視野に制度の在り方について検討するための「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催しているところです。令和2年夏までを目途に、検討委員会としての一定の結論を得た上で、具体的な制度設計に入っております。
73	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・悪質ないわゆる「預託商法」について、消費者に対する情報提供や注意喚起の強化について追記すべき。	御意見を踏まえ、第5章4(2)に、「消費者政策に係る普及啓発を行うに際し、悪質ないわゆる販売預託商法に係るものなど、類似の消費者被害の効果的な抑止につなげる観点、大規模災害の発生、感染症の拡大等の状況下における危機管理として、消費者の適切な対応を促す観点等から、地方公共団体や消費者団体だけでなく、事業者・事業者団体とも広く連携・協働して、重層的・戦略的な啓発の取組を進める。」と加筆しました。
74	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・悪質ないわゆる「預託預託商法」等が相次いでいる現状を考えれば、「実効的な対策を検討する」ではなく、「講ずる」、「図る」等の記載とすべき。	御意見を踏まえ、第5章1(2)に、「特定商取引法及び預託法について、法執行状況や「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」における検討状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化や悪質ないわゆる販売預託商法への実効的な規制、経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処や新たな課題への対応も含め、実効的な対策を検討し、制度改正等の必要な措置を講ずる。」と加筆しました。
75	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・悪質ないわゆる「預託預託商法」について、法整備に向けた取組姿勢を明示すべき。(4件)	御意見を踏まえ、第5章1(2)に、「特定商取引法及び預託法について、法執行状況や「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」における検討状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化や悪質ないわゆる販売預託商法への実効的な規制、経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処や新たな課題への対応も含め、実効的な対策を検討し、制度改正等の必要な措置を講ずる。」と加筆しました。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
76	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・悪質ないわゆる「預託預託商法」について、法改正による対応を検討することを明示すべき。(13件)	御意見を踏まえ、第5章1(2)に、「特定商取引法及び預託法について、法執行状況や「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」における検討状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化や悪質ないわゆる販売預託商法への実効的な規制、経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処や新たな課題への対応も含め、実効的な対策を検討し、制度改正等の必要な措置を講ずる。」と加筆しました。
77	3.消費者被害の防止に関する意見	4.悪質ないわゆる「預託商法」への対応		・預託法について、登録制の採用等の法整備を行う旨を明記すべき。(2件)	現在、消費者庁では、特定商取引法及び預託法について、法改正を視野に制度の在り方について検討するための「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催しているところです。令和2年夏までを目途に、検討委員会としての一定の結論を得た上で、具体的な制度設計に入っております。
78	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・「厳格な法執行」に加えて「着実な法整備」を行う旨を記載すべき。	御意見を踏まえ、第5章1(2)に、「特定商取引法及び預託法について、法執行状況や「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」における検討状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化や悪質ないわゆる販売預託商法への実効的な規制、経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処や新たな課題への対応も含め、実効的な対策を検討し、制度改正等の必要な措置を講ずる。」と加筆しました。
79	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・「事業者による安全確保の取組等が重要である」ではなく「事業者による安全の確保の取組、及び必要な法制備を行うことが重要である。」とすべき。	現時点で、生命・身体分野における消費者事故等の防止に関する制度整備の方針が確定している状況にはないものと承知しておりますが、一般論として、制度を所管する省庁等において、基準の策定等が適切な対応となるケースもあり得ることから、第5章1(1)①について、御意見を踏まえ、「関係府省庁等や関係事業者・事業者団体における情報共有や実態把握を強化し、基準の策定等を含め、必要な対応を進める。」と修正しました。
80	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・「事業者による安全確保の取組等が重要である」との記載では不十分であり、「必要な法制備を行うこと」を追記すべき。	現時点で、生命・身体分野における消費者事故等の防止に関する制度整備の方針が確定している状況にはないものと承知しておりますが、一般論として、制度を所管する省庁等において、基準の策定等が適切な対応となるケースもあり得ることから、第5章1(1)①について、御意見を踏まえ、「関係府省庁等や関係事業者・事業者団体における情報共有や実態把握を強化し、基準の策定等を含め、必要な対応を進める。」と修正しました。
81	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の導入の可否についてはまだ検討中の段階であり、「(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)の創設等に係る検討結果を踏まえて、必要な措置を講ずる。」を、「(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)について、慎重な検討を行う。」に修正すべき。(2件)	平成30年の消費者契約法改正に際して行われた衆議院・参議院の消費者問題に関する特別委員会における附帯決議等では、更なる改正を視野に入れた検討が求められていることを踏まえ、現在消費者庁において、「消費者契約に関する検討会」を開催しているところです。令和2年夏頃を目途に、検討会としての一定の結論をお示しいただいた上で、適切に対応してまいります。
82	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・消費者保護のため、事業者の資産を凍結保全できるような法律や、罰則を強化するなど、抜本的な対策が必要。	消費者庁所管法令のうち、行政規制について定めた法律においては、事業者の財産状況の検査等を行う権限が付与されているものではないことから、一般的に、事業者の資産の凍結保全等の措置の創設には課題が多いものと考えます。いずれにせよ、消費者庁においては、所管法令を厳正に執行することを含め、消費者被害の発生抑止のため、適切に対応してまいります。
83	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・特定商取引法の適用除外となる全ての商品販売・サービス提供について、「各分野を規律する法令によって消費者の利益が保護されることを前提としている」ものとなるように、各法令所管の省庁と調整すべき。	特定商取引法の適用除外となっている法令については、消費者委員会の調査審議が規定の整備に前置されていると承知しており、消費者被害の発生防止が的確に図られることが事前に確認される仕組みとなっているものと考えています。引き続き、適用除外法令の運用状況を消費者庁ウェブサイトにおいて公表するなど、消費者の方々への分かりやすい情報提供に努めてまいります。
84	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・一般的・平均的消費者が一時的に脆弱な消費者となり得ることを踏まえた立法措置(消費者契約法の不当勧誘行為による取り消し範囲の拡大)の検討が必要。	平成30年の消費者契約法改正に際して行われた衆議院・参議院の消費者問題に関する特別委員会における附帯決議等では、更なる改正を視野に入れた検討が求められていることを踏まえ、現在消費者庁において、「消費者契約に関する検討会」を開催しているところです。令和2年夏頃を目途に、検討会としての一定の結論をお示しいただいた上で、適切に対応してまいります。
85	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・継続して事業を営む意思なく消費者と契約し金銭を詐取する類の被害が多発しており、このような事案の多くは、相手方の資産が押さえられないため民事的手続きでの被害回復が困難となっている。実効的な被害回復を図るため、行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策の具体化について記載すべき。(3件)	これまで、消費者団体訴訟制度に関する制度整備等の消費者被害の救済についても取組を進めてきたところであり、その旨は、既に記載しています。今後も、適切に運用していくとともに、制度の施行状況等についての検討を進めていくこととしており、その旨を第5章1(4)に記載しました。
86	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・高齢者等の訪問販売・電話勧誘販売被害の未然防止のため、事業者の自主規制の強化を促すとともに、必要に応じて勧誘規制の強化を検討することを記述すべき。不招請勧誘規制を強化すべき。	特定商取引法の施行状況を検討した結果を踏まえ、今後、必要な措置を講ずる旨を既に記載しております。御意見の趣旨も参考にして、取組を進めてまいります。
87	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・高齢者等の訪問販売・電話勧誘販売被害の未然防止を図るため、事業者の自主規制の強化を促すとともに、必要に応じて勧誘規制の強化を検討することを記載すべき。(5件)	特定商取引法の施行状況を検討した結果を踏まえ、今後、必要な措置を講ずる旨を既に記載しております。御意見の趣旨も参考にして、取組を進めてまいります。
88	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・国会の付帯決議や消費者委員会の建議により法令整備が求められている分野、現在審議会等において立法措置が検討されている分野について、法整備の計画を明記すべき。	既に、特定商取引法、預託法、消費者契約法並びに公益通報者保護法に関し、所要の記載をしております。引き続き、適切に対応してまいります。
89	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・差止請求の対象法令(消費者契約法、景品表示法、特定商取引法、食品表示法)の範囲を借地借家法、利息制限法等に拡大することを検討し、今期計画期間内に差止請求の対象法令を増やすべき。(2件)	御指摘を踏まえて、引き続き、適切に状況を注視してまいります。
90	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・消費者と事業者との間には情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在しており、その点は教育の充実によってのみ解消されるものではなく、消費者被害の予防、救済に必要な法整備等も消費者教育と並行して強化していくことが必要。	御意見の趣旨も踏まえ、施策を推進してまいります。
91	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・消費者庁は、消費者問題にしっかりと向き合い、着実な法整備を行い、それに基づく執行力の強化を図るべき。	御意見を踏まえ、第3章2(1)①に、「厳格な法執行、必要に応じた法整備等の制度整備といった消費者の保護に資する施策について一層の充実・強化を図る」と加筆しました。
92	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・消費者庁は、着実な法整備を行うとともに、それに基づく執行力の強化を図るべき。	御意見を踏まえ、第3章2(1)①に、「厳格な法執行、必要に応じた法整備等の制度整備といった消費者の保護に資する施策について一層の充実・強化を図る」と加筆しました。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
93	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・消費者被害の防止に関して、消費者契約法や消費者裁判手続特例法など、法律の見直し期限が到来している課題があることや、特定商取引法について、通信販売の定期購入をめぐる被害の多発に対応した法改正(民事効の付与)や、被害実態を踏まえた適用除外分野の見直しを検討すべきであることから、「着実な法整備」について加筆すべき。(8件)	御意見を踏まえ、第3章2(1)①に、「厳格な法執行、必要に応じた法整備等の制度整備といった消費者の保護に資する施策について一層の充実・強化を図る」と加筆しました。
94	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・消費者被害の防止策として、「厳正な法執行等による消費者保護」に「迅速な法整備」を加えるべき。(9件)	御意見を踏まえ、第3章2(1)①に、「厳格な法執行、必要に応じた法整備等の制度整備といった消費者の保護に資する施策について一層の充実・強化を図る」と加筆しました。
95	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・消費者保護・利益の拡大のために、消費者契約法、特定商取引法、預託法の改正を図るべき。	御意見を踏まえ、第3章2(1)①に、「厳格な法執行、必要に応じた法整備等の制度整備といった消費者の保護に資する施策について一層の充実・強化を図る」と加筆しました。
96	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・消費者法制の整備を掲げるべき。(2件)	御意見を踏まえ、第3章2(1)①に、「厳格な法執行、必要に応じた法整備等の制度整備といった消費者の保護に資する施策について一層の充実・強化を図る」と加筆しました。
97	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・定期購入、情報商材、預託商法等について、現状の問題を明示した上で、スケジュールも含めて今後の対策を具体的に記載すべき。	消費者庁では、国民生活センターと随時連携し、定期購入や情報商材に関する注意喚起を行ってきたところです。また、今後の取組については、第5章1(2)①に記載しています。悪質ないわゆる販売預託商法や定期購入への対応についても、特定商取引法等の厳正な執行を進めてきたところですが、今後、実効的な対策を検討するため、「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催しています。これらの取組を引き続き適切に進めてまいります。
98	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・「また、特定商取引法及び預託法について、法執行状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化やいわゆる悪質な「販売預託商法」への対応、経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処も含め、実効的な対策を検討する。」を「また、特定商取引法について、法執行状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化や経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処も含め、実効的な対策を検討するほか、いわゆる悪質な「販売預託商法」への対応のため、実効的な対策として、預託法等の改正を行う。」に修正すべき。	御意見を踏まえ、第5章1(2)①において、「「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」における検討状況も踏まえ、法執行の強化・迅速化や悪質ないわゆる販売預託商法への実効的な規制、経済のデジタル化に伴う欺まう的な販売手法への対処や新たな課題への対応も含め、実効的な対策を検討し、制度改正等の必要な措置を講ずる。」と加筆しました。
99	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・「適正な取引の実現に向けて、引き続き、特定商取引法及び預託法の厳正な執行や関係法令の周知を行うことで悪質商法を市場から排除するほか」を「適正な取引の実現に向けて、引き続き、特定商取引法の厳正な執行や関係法令の周知を行うことで悪質商法を市場から排除する。なお預託法の厳正な執行によっては悪質商法を市場から排除することができなかった反省から、早急に預託法等の改正を行うほか・・・」に修正すべき。	現在、消費者庁では、特定商取引法及び預託法について、法改正を視野に制度の在り方について検討するための「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催しているところです。令和2年夏までを目途に、検討委員会としての一定の結論を得た上で、具体的な制度設計に入っております。
100	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・適格消費者団体の活動活性化に向け、消費者契約法、消費者裁判特例法の改正について追記すべき。(2件)	消費者庁では、適格消費者団体の活動強化、負担軽減に資するよう、消費生活相談情報の提供範囲の拡大、認定期間の延長等の取組を進めてきたところです。引き続き、消費者団体訴訟制度の適切な運用を確保する観点から、適切に対応してまいります。なお、消費者団体訴訟制度については、施行状況等についての検討を進めていくこととしており、その旨を第5章1(4)に記載しました。
101	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・電気通信関係の電話勧誘により契約し後悔している者が多く存在。特定商取引法の適用除外の商品販売・サービス提供についても、消費者庁主導で対応すべき。	特定商取引法の適用除外法令については、当該法令の所管省庁において、適切な制度運用・制度整備を図っていただくべきものと考えております。消費者庁では、引き続き、消費者の皆様が、それらの法令の運用状況を把握できるように取組を進めてまいります。
102	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・電子消費者契約法はそのガイドラインの見直しを含めて法改正を検討すべき。(2件)	第3期消費者基本計画の期間中においても、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の運用に関する事項を含め、毎年、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改定が行われ、内容の充実・強化を図ってきたところです。引き続き、当該準則の改訂に関して工程表に位置付け、制度の運用状況等を注視しながら、適切に対応してまいります。
103	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・法整備等の措置を講ずるに当たっては、立法事実を踏まえて「十分に」検討されるべきものであり、「その施行状況について検討した結果を踏まえて、必要な措置を講ずる。」を「その施行状況について十分に検討し、必要に応じて措置を講ずる。」と修正すべき。(2件)	特定商取引法の検討に際しては、施行状況について十分な検討を行うようにしてまいります。
104	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・金融庁と連携して学生(特に未成年者)に関する貸付を原則禁止とすべき。	成年年齢下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において、若年者に対する与信審査に関する事項もテーマとなっており、業界の貸付方針や取組状況等の把握を進めているところです。引き続き、効果的な取組の推進に向け、適切に対応してまいります。
105	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・高齢者、障害者に若年者を加えた消費者の中でもよりぜい弱者については、現状の消費者保護法の規定よりも更に踏み込んだ内容での消費者保護規定を検討・策定すべき。	第3期消費者基本計画の期間内においても、架空請求対策パッケージを始めとして、地域で寄せられる消費生活相談の状況等を踏まえ、総合的に対策を進めてきたところです。引き続き、消費者トラブルの発生防止等のため、適切に対応してまいります。
106	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・指定商品制度を廃止すべき。	現在、消費者庁では、特定商取引法及び預託法について、法改正を視野に制度の在り方について検討するための「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催しているところです。令和2年夏までを目途に、検討委員会としての一定の結論を得た上で、具体的な制度設計に入っております。
107	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・消費者契約法における取り残しの課題、社会の変化に伴って発生する消費者被害に対する特定商取引法による迅速な手当て、消費者委員会の建議となった販売預託商法に対する対応など、実効性のある法整備を速やかに実施することは消費者政策の中で最重要課題。実効性のある法整備を、今期消費者基本計画が目指す消費者政策の基本的方向において明示すべき。	消費者庁では、特定商取引法・預託法に関連して「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を、消費者契約法に関連して「消費者契約に関する検討会」を開催するなど、検討を進めているところです。引き続き適切に対応してまいります。
108	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・特定権利制を廃止し、商品・役務と同様の規制対象とすべき。	特定商取引法の施行状況を検討した結果を踏まえ、今後、必要な措置を講ずる旨を既に記載しております。御意見の趣旨も参考にして、取組を進めてまいります。
109	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・特定商取引法2016年改正時の国会の附帯決議においても、「高齢者等に対する訪問販売及び電話勧誘販売による被害の未然防止が喫緊の課題であることに鑑み、法執行の強化等の対策を推進し、特に平成二十年改正で導入された再勧誘の禁止を遵守させるとともに、事業者による自主規制の強化を促すこと。また、引き続き高齢者等の被害が多発した場合には、諸外国の取組等も参考にしつつ、勧誘規制の強化についての検討を行うこと」とされている。高齢者等の訪問販売・電話勧誘販売被害の未然防止を図るため、事業者の自主規制の強化を促すとともに、必要に応じて勧誘規制の強化を検討することを記載すべき。(4件)	特定商取引法の施行状況を検討した結果を踏まえ、今後、必要な措置を講ずる旨を既に記載しております。御意見の趣旨も参考にして、取組を進めてまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
110	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・特定商取引法の改正において「指定権利制」が「特定権利制」と改められ、規制対象の範囲が拡大したが、同法が適用されない権利については法改正が行われるまで被害が拡大する問題点は依然残っているため、特定権利制は廃止し、商品及び役務と同様の規制対象とすべき。	特定商取引法の施行状況を検討した結果を踏まえ、今後、必要な措置を講ずる旨を既に記載しております。御意見の趣旨も参考にして、取組を進めてまいります。
111	3.消費者被害の防止に関する意見	5.その他の着実な法整備		・預託法は指定商品制が取られており、同法が適用されない商品については指定商品の追加を行うまで時間を要するため、その間に被害が拡大する問題点があるので、指定商品制は廃止すべき。	現在、消費者庁では、特定商取引法及び預託法について、法改正を視野に制度の在り方について検討するための「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催しているところです。令和2年夏までを目途に、検討委員会としての一定の結論を得た上で、具体的な制度設計に入っております。
112	3.消費者被害の防止に関する意見	6.被害者の救済		・「被害の防止」に併せて「救済」を位置付けるべき。	これまで、消費者団体訴訟制度に関する制度整備等の消費者被害の救済についても取組を進めてきたところであり、その旨は、既に記載しています。今後も、適切に運用していくとともに、制度の施行状況等についての検討を進めていくこととしており、その旨を第5章1(4)に記載しました。
113	3.消費者被害の防止に関する意見	6.被害者の救済		・消費者被害について、「防止」と「救済」を併記すべき。(9件)	これまで、消費者団体訴訟制度に関する制度整備等の消費者被害の救済についても取組を進めてきたところであり、その旨は、既に記載しています。今後も、適切に運用していくとともに、制度の施行状況等についての検討を進めていくこととしており、その旨を第5章1(4)に記載しました。
114	3.消費者被害の防止に関する意見	6.被害者の救済		・被害者の救済について加筆すべき。(5件)	これまで、消費者団体訴訟制度に関する制度整備等の消費者被害の救済についても取組を進めてきたところであり、その旨は、既に記載しています。今後も、適切に運用していくとともに、制度の施行状況等についての検討を進めていくこととしており、その旨を第5章1(4)に記載しました。
115	3.消費者被害の防止に関する意見	6.被害者の救済		・行政庁による破産申立権・財産保全措置等の検討を盛り込むべき。	御指摘も踏まえて、引き続き、適切に状況を注視してまいります。
116	3.消費者被害の防止に関する意見	6.被害者の救済		・成年年齢の引下げに伴い、被害の回復の仕組みづくりが必要。	成年年齢の引下げに伴い、消費者トラブルの増加を防止する観点から、成年年齢の引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催し、改正民法の周知啓発、若年層向けの消費者教育の推進、若年者への与信審査に関する取組の強化等を進めているところです。引き続き、適切に対応してまいります。
117	3.消費者被害の防止に関する意見	6.被害者の救済		・被害者からの相談を受ける機能や消費者被害の救済につながる制度の充実について追記すべき。(2件)	第5章5(3)に記載しているとおり、消費者ホットラインの認知度向上に資する取組に加え、SNSでの消費生活相談の受付に向けた取組を進めることとしています。また、消費者被害の救済に関連する取組としての消費者団体訴訟制度についても、第5章1(4)に記載のとおり、適切に運用するほか、今後、制度の施行状況等について検討を行うこととしており、その旨を記載しました。
118	3.消費者被害の防止に関する意見	6.被害者の救済		・ODRIについて、検討から実践の段階への移行を期待。	現在、内閣官房において、ODR活性化検討会が開催されており、多様な観点からの検討が進められております。当該検討会での成果の実現に向け、関係省庁が連携して取組を進めていくこととなると考えております。
119	3.消費者被害の防止に関する意見	6.被害者の救済		・厳格な法執行等による消費者保護に関し、「救済」の観点について加筆すべき。	これまで、消費者団体訴訟制度に関する制度整備等の消費者被害の救済についても取組を進めてきたところであり、その旨は、既に記載しています。今後も、適切に運用していくとともに、制度の施行状況等についての検討を進めていくこととしており、その旨を第5章1(4)に記載しました。
120	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・消費者が適格消費者団体に相談等ができるよう、適格消費者団体の存在や関連制度について、消費者への周知・広報を強化することについて追記すべき。	これまでも、適格消費者団体に関する制度の周知・広報を実施しており、その旨を記載しました。今後もこのような取組を継続的に推進してまいります。
121	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・消費者団体に活動資金や寄付が集まるよう、行政や企業が情報提供する仕組みを構築すべき。	これまでも、適格消費者団体を財政面で支援する民間基金の周知・広報等を実施してきたところであり、その旨は既に記載しています。今後も、このような取組を継続的に推進してまいります。
122	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・消費者団体の活性化・機能強化について、より具体的に追記すべき。(7件)	これまでも、消費者団体の活動の活性化に資するよう、定期的な情報交換等を進めてきたところです。引き続き、取組を推進してまいります。
123	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・消費者被害の救済、未然防止、拡大防止と公正な市場の実現のために、適格消費者団体の活動が活性化するように支援する仕組みを整備すべき。	これまでも、適格消費者団体を財政面で支援する民間基金の周知・広報等を実施してきたところであり、その旨は既に記載しています。今後も、このような取組を継続的に推進してまいります。
124	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・地域の消費者団体の育成・活動支援・連携の促進及びこれを推進する地方公共団体への財政措置等の取組を具体的に記載するか、少なくとも、現代の時代状況に対応した消費者団体の育成・支援の方策の検討を開始することを記載すべき。(9件)	これまでも、適格消費者団体の設立支援に取り組む地方公共団体を支援し得るよう、地方消費者行政強化交付金のメニューを整理するなどの対応をしてきたところです。引き続き、取組を推進してまいります。
125	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・適格消費者団体が果たしている公共的な役割に鑑み、国や地方公共団体が適格消費者団体の設立及び活動継続に向けて、財政支援を含む積極的な支援策を講ずることを記載すべき。(10件)	これまでも、適格消費者団体に関する制度の周知、団体を支援する民間基金の周知・広報等を進めてきたところですが、既に記載しているとおり、そうした取組を継続的に推進してまいります。
126	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・適格消費者団体の財政問題は深刻であり、適格消費者団体への財政支援について追記すべき。(8件)	これまでも、適格消費者団体を財政面で支援する民間基金の周知・広報等を実施してきたところであり、その旨は既に記載しています。今後も、このような取組を継続的に推進してまいります。
127	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・特定適格消費者団体・適格消費者団体の構成員等の専門的な知識を有する者の力が、消費者行政の中でいかされる仕組みを作るべき。	これまでも、地方における執行力強化のため、法律専門家の登用等を地方消費者行政強化交付金による支援対象としてきたほか、消費生活相談員の方々の職の位置付けの明確化等を進めてきたところであり、消費者団体の構成員に限らず、行政として必要な知見を備える者の登用に資する対応が継続して進められています。引き続き、適切に対応してまいります。
128	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・特定適格消費者団体・適格消費者団体の設立・活動支援のための方策について、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則・附帯決議や改正消費者契約法の附帯決議に位置付けられた事項を具体化し、計画に明記すべき。	これまでも、適格消費者団体を財政面で支援する民間基金の周知・広報等を実施してきたところであり、その旨は既に記載しています。今後も、このような取組を継続的に推進してまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
129	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・消費者と事業者の連携を作り、行政との連携を支える消費者団体は、事業による自主財源確保には限りがある。消費者団体との連携や消費者団体への支援について明示すべき。	これまでも、適格消費者団体相互の情報共有等に関する支援や財政面で支援する民間基金の周知・広報等を実施してきたところであり、その旨は既に記載しています。今後も、このような取組を継続的に推進してまいります。
130	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・地方消費者行政強化作戦2020策定懇談会取りまとめに沿った施策を推進しながら、適格消費者団体への財政支援など、人材・財政・制度・団体間連携に焦点を当てた施策を更に具体化すべき。	これまでも、適格消費者団体の設立支援に取り組む地方公共団体を支援し得るよう、地方消費者行政強化交付金の事業メニューに加えるなどの対応をしてきたところですが、引き続き、そうした取組を工程表に位置付け、取組を推進してまいります。
131	3.消費者被害の防止に関する意見	7.消費者団体への支援		・適格消費者団体等の消費者団体が安定的な活動を行うため、助成金の支給を検討すべき。	これまでも、適格消費者団体を財政面で支援する民間基金の周知・広報等を実施してきたところであり、その旨は既に記載しています。今後も、このような取組を継続的に推進してまいります。
132	3.消費者被害の防止に関する意見	8.デジタル・プラットフォームへの対応		・デジタル・プラットフォームの活用によってデジタル・プラットフォーム事業者に蓄積される個人の利活用履歴がどう扱われるかについて当該個人が判断できる仕組みを整えるべき。	現在、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引に関し、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」及び「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を開催し、検討を進めているところです。デジタル・プラットフォームに係る対応については、これらの結論を踏まえて進めてまいります。
133	3.消費者被害の防止に関する意見	8.デジタル・プラットフォームへの対応		・ターゲティング広告市場における広告および広告会社(代理店を含む)の事業展開について規律する法がない。デジタル・プラットフォーム事業者の媒介責任を含めた、広告市場の規律を定めるべき。	現在、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引に関し、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」及び「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を開催し、検討を進めているところです。デジタル・プラットフォームに係る対応については、これらの結論を踏まえて進めてまいります。
134	3.消費者被害の防止に関する意見			・「ヤミ金融事犯については、徹底した取り締まりのほか」を「ヤミ金融事犯については、SNS上も含め、徹底した取り締まりのほか」とすべき。	ヤミ金融業者に対する取締り等を含む多重債務問題に関しては、多重債務問題改善プログラムの推進を図っているところです。引き続き、関係省庁の連携の下、適切に対応してまいります。
135	3.消費者被害の防止に関する意見			・「若年者向けの貸付け～事業者が行う自主的取組の充実を促す」について、大学構内でのマルチ商法の蔓延が社会問題化していることを受け、学生に対する貸付を原則として禁止するよう監督官庁である金融庁から指導すべき。	成年年齢下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において、若年者に対する与信審査に関する事項もテーマとなっており、業界の貸付方針や取組状況等の把握を進めているところです。引き続き、効果的な取組の推進に向け、適切に対応してまいります。
136	3.消費者被害の防止に関する意見			・「食品その他の商品やサービスについての基準の整備」とあるが、内容が不明確であるため、具体的に念頭にある基準がないのであれば、「食品その他の商品やサービスについての基準の不断の整備」とすべき。	これまでも、家庭用化学製品の安全対策のための安全確保マニュアル作成の手引きの作成、宅地造成に伴う災害防止のためのマニュアルの改訂等について取組を進めており、引き続き、必要に応じた基準等の整備を進めてまいります。
137	3.消費者被害の防止に関する意見			・LPガス事業者のウェブサイト料金メニューが表示されていない、同一事業者であってもアパート等ごとに料金が異なるなど、不透明・不適正な取引実態が指摘。LPガス事業の監視・指導、また、消費者への情報提供や注意喚起を計画に追加すべき。	電力・ガスの小売市場の全面自由化が実施されて以降、消費者トラブルの発生状況を注視しつつ、必要に応じて、特定商取引法等の厳正な執行を含め、適切に対応してきたところであり、今後も引き続き対応していくこととして、第5章1(2)②に記載しております。御意見も踏まえ、適切に取組を進めてまいります。
138	3.消費者被害の防止に関する意見			・家庭向けの電気・ガス等の料金体系の変更について、消費者への影響を考慮し、消費者利益が確保できるよう、計画的にフォローアップすべき。	電力及びガスの分野における経過措置料金の取扱い等については、第5章1(2)⑧に記載しているとおりです。引き続き、適切に対応してまいります。
139	3.消費者被害の防止に関する意見			・消費生活センターに、架空請求業者について情報提供しても、消費者行政部局から警察につながらない。実務レベルでの関係省庁間の連携が重要。	これまでも、地方消費者行政ブロック会議等の機会を通じて、地方公共団体における相談窓口間の連携確保について要請しております。引き続き、取組を推進してまいります。
140	3.消費者被害の防止に関する意見			・身近な化学物質製品においても安全性の確保が最優先であり、そのために必要な施策や法整備を進めるため、「身近な化学物質製品等に関する正しい知識が得られるよう」ではなく「身近な化学物質製品等の安全性を確保するとともに、製品等に関する正しい知識が得られるよう」とすべき。	リスクコミュニケーションの取組は、身近な化学物質製品等の利用時の安全性が確保されることを前提とした上で実施されるものであることから、原案を修正する必要はないものと考えます。
141	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		・「企業としての社会的責任を果たしている」と多様な関係者から評価され、円滑な資金調達につながるよう「円滑な資金調達」とあるが円滑な資金調達が目的ではないため、「円滑な資金調達につながるよう」を「企業の持続的な価値向上につながるよう」に修正すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(3)②において、消費者志向経営について、円滑な資金調達が目的であると受け取られないよう、文言を修正しました。
142	3.消費者被害の防止に関する意見			・改正消費者契約法についての広報活動を行い、あらゆる機会を捉えて消費者保護制度についての情報を併せて周知徹底すべき。	これまでも、消費者契約法の周知・広報を実施しており、その旨を記載しました。今後もこのような取組を継続的に推進してまいります。
143	3.消費者被害の防止に関する意見			・改正消費者契約法の規定(特に、「つけ込み型勧誘」)が事業者に対し広く認知されていないものと思われる。政府広報等の手段を利用した周知徹底策を検討すべき。	これまでも、消費者契約法の周知・広報を実施しており、その旨を記載しました。今後もこのような取組を継続的に推進してまいります。
144	3.消費者被害の防止に関する意見			・計量・規格の適正化について、より具体的に記載すべき。	これまでも、「消費者のための標準化セミナー」の開催等の取組が進められてきたところです。引き続き、それらを工程表に位置付け、適切に推進してまいります。
145	3.消費者被害の防止に関する意見			・借金に起因する自殺対策については、自殺念慮者や自殺の危険がある者を、借金の相談を契機に確実に医療機関や福祉の専門家へつなげ、法律の専門家と福祉の専門家がチームになって行う自殺対策モデルである、浜松市が推進する「絆プロジェクト」が有効であり、この取組を広く全国に普及させることが必要。	多重債務問題への対応については、関係省庁が連携し、多重債務問題改善プログラムを推進しております。御意見については、関係省庁間で共有させていただきます。
146	3.消費者被害の防止に関する意見			・防災インフラ投資を推進すれば、被害も抑えられ、災害発生時の消費者トラブルも減らせる。	防災インフラの整備については、別途進められておりますが、いずれにせよ、災害発生後の消費者トラブル(被災地以外での義援金詐欺等を含む)の発生抑止に向け、引き続き適切に対応してまいります。
147	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・「新たな学習指導要領において消費者教育に関する内容が充実したことを踏まえ、引き続き、学習指導要領の周知・徹底を図る。」とあるところ、若年者への消費者教育の推進が当面の重点事項として位置付けられたことに鑑みれば、現状以上に文部科学省等との連携を強化し、消費者教育が学校教育において児童及び学生にあらねく行き渡る体制作りが必要。	今後の成年年齢下げを見据え、文部科学省等と連携し、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任に関する理解を育むための取組を推進することとしており、第5章4(1)にその旨を記載しております。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
148	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・「データ駆動社会」において、消費者がさまざまなプラットフォームに自律して主体的に参加・判断・行動し、利便性を享受するためには、デジタル社会のしくみについて正確な知識を身につけることが大前提。データ社会の消費者リテラシーを抜本的に高める計画的な消費者教育に係る取組について追記すべき。	消費者庁において、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を立ち上げ、デジタル化に対応した消費者教育・啓発に関する基礎的な整理等について検討を行い、2020年夏頃を目途に結論を得ることとしております。その旨、第5章3(1)③に加筆しました。
149	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・「教員養成課程において教職員の指導力の活動を図る。」を「教員養成課程において、文部科学省と協力し、教職員の指導力の向上を図る」とすべき。	消費者基本計画は、政府として定めるものであり、消費者教育については、消費者庁と文部科学省とで連携して進めていくこととなります。
150	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・「成年年齢引下げ」を見据えた消費者教育について、幼稚園、保育園、小学校、中学校を含む記載となっており適切。	今後の成年年齢引下げを見据え、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任に関する理解を育むための取組を推進してまいります。
151	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・「地域における消費者教育」の箇所で、「消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する」と記載されているが、これらは地域における消費者教育に限らず、学校教育も含めた消費者教育全般に関わるものなので、記載の仕方を変更すべき。	消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成等は、地域ごとに進められるものであり、地域における消費者教育に係る取組と整理しております。
152	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・「民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられること等を踏まえて、若年者に対する消費者教育を充実する。」とあるが、若年者のうち、新制度における成年に最も近い高校生に対する消費者教育を強化することを強調した記載にすべき。	今後の成年年齢引下げを見据え、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任に関する理解を育むための取組を推進することとしており、第5章4(1)に、その旨記載しております。
153	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・消費者教育について、目指すべき社会の姿によってアプローチ等が異なると考えられるため、「消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育」と「持続可能な消費社会の構築に資する消費者教育」の2点に分けて記載すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(2)①において、消費者教育には、被害に遭わない、だまされない消費者を育む観点と、自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の普及啓発を図る観点がある旨を加筆しました。
154	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・消費者教育の推進に向けた課題として、消費者市民社会の理解促進について追記すべき。	御意見の主旨については、第5章4(1)に記載しております。
155	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・消費者の選ぶ権利、知る権利を保障し、悪質な商品や契約から消費者を守り、消費者が持続可能な社会を形成するための選択ができるような消費者教育を行う旨を記載すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(2)①において、消費者教育には、被害に遭わない、だまされない消費者を育む観点と、自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の普及啓発を図る観点がある旨を加筆しました。
156	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・今後の成年年齢引下げを見据えた高等学校段階までの消費者教育の取組強化は重要な課題であり、強化に賛成。	今後の成年年齢引下げを見据え、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任に関する理解を育むための取組を推進してまいります。
157	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・若年層の実践的消費者教育を推進するに当たっては、計画的な教員の研修が不可欠であることについて追記すべき。	教員等の消費者教育の担い手の育成は重要な課題であり、第5章4(1)に、消費者教育の担い手に対して必要な研修の実施等を行う旨記載しております。
158	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・消費者教育コーディネーターの育成・財政支環、幅広い人材の活用、資格制度等の導入による地位やモチベーションの向上、コーディネーターの存在の周知と活用等の環境整備を検討すべき。	第3期消費者教育推進会議取りまとめ(2019年8月消費者教育推進会議)において、消費者教育コーディネーターの在り方や活用等のための方策等が示されており、これに基づいて、適切に対応を進めてまいります。
159	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・消費者教育について、国と地方公共団体が十分に連携して推進する旨を記載すべき。	消費者教育の推進に当たっては、国や地方公共団体等の多様な主体の連携が重要であり、第5章4(1)に、その旨記載しております。
160	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・消費者教育を推進する手段として挙げられている項目は適切であるが、中身については「必要な研修の実施、情報提供を行う」「指導力の向上を図る」「密接に連携」等の抽象的な記載にとどまるので、より具体的な方法を記載すべき。また、このための予算措置について言及すべき。	消費者教育の推進に係る具体的な施策については、消費者基本計画の閣議決定後に策定予定の工程表において明示することとしております。
161	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全高校での授業実施について追記すべき。	御意見を踏まえ、第5章4(1)に、「消費者教育教材「社会への扉」の活用を始めとして、全国での実践的な消費者教育の実施を目指す」と加筆しました。
162	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・消費者庁と文部科学省や関係省庁が十分に連携し、学校現場や地域の教育委員会との連携が図れるよう、消費者庁が主体的に働きかけを行うべき。	消費者教育の推進に当たっては、消費者庁や文部科学省等の国や、地方公共団体等の多様な主体の連携が重要であり、第5章4(1)に、その旨記載しております。
163	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・原子力発電等の技術の恩恵をうけながら、知見もなくその技術を公然と批判する事象が生じないよう、技術を正しく理解する活動をできる消費者となるための教育をすべき。	御意見は、消費者教育の範囲外の事象に関わるものと考えます。
164	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・悪質な金融商品による被害防止に向け、専門家に委託する等により、学校において、投資等について教育すべき。	投資等を含む金融経済教育等の消費者教育と密接に関連する分野の取組について、関係府省庁等が連携して推進することとしており、第5章4(1)に、その旨記載しております。
165	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・学校教育における消費者教育を推進するに当たり、学校と地域の消費生活センターとの連携を明示すべき。	消費生活に関する情報を提供するために消費生活センターの消費生活相談員等を、消費者教育の外部講師として活用することとしており、第4章(2)に、その旨記載しております。
166	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・若年層の消費者教育を地方公共団体任せにすることなく、国(文部科学省)と地方公共団体が協力して推進すべき。	消費者基本計画は、政府として定めるものであり、消費者教育については、国と地方公共団体との適切な役割分担の下、推進してまいります。
167	4.消費者の自立に関する意見	消費者教育		・多くの消費者がエシカル消費を行えるよう、地球環境と消費行動について学ぶ場や、子供のころから体験等を通じて学べる機会の確保等について追記すべき。	消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の普及啓発に係る具体的な施策については、消費者基本計画の閣議決定後に策定予定の工程表において、明示することとしております。
168	4.消費者の自立に関する意見			・「消費者の自立」ではなく「消費者の自立のための教育」とすべき。	消費者の自立のため、消費者教育に加え、消費者に対する広報等も推進することとしており、教育に限定されない表現としております。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
169	4.消費者の自立に関する意見			・クリティカル・シンキングの促進に言及されている点は適切。	消費者の自立を推進するため、クリティカル・シンキングの促進に努めてまいります。
170	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		・消費者志向経営の定義をより明確に記載すべき。	御指摘を踏まえ、第3章2(2)②に、消費者志向経営の平易で分かりやすい説明を加筆しました。
171	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		・消費者志向経営について、企業側にとって自主宣言へのインセンティブが働くよう、仕組みについて検証することが必要。	消費者志向経営に取り組むことが、企業としての社会的責任を果たしていると消費者を始めとした多様な関係者から評価され、結果として、資金調達や円滑化その他企業の持続的な価値向上につながるよう、取組を進めている事業者の情報を発信するなど、環境整備に取り組んでいくこととしております。
172	5.事業者の自主的取組に関する意見	エシカル消費		・消費者の買物での社会参加のため、消費者が商品の生産から廃棄までを把握できるような、企業の情報公開に関する仕組みが必要。	持続可能性に配慮した商品の選択に資するような情報開示を含む消費者志向経営に取り組んでいる事業者について、公開の場で優良事例に係る表彰を行うなど、こうした事業者が社会的に評価されるよう取組を進めております。
173	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・消費者と企業のコミュニケーションを通じて、消費者と企業の共生・共創が生まれることも記載すべき。	事業者が行政や消費者と協働し、消費者目線で、消費者の声を聴き、かついかすことは重要と認識しており、このため、消費者志向経営の推進に取り組むこととしており、第3章2(2)に、その旨記載しております。
174	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・消費者と事業者との連携について言及がある点は妥当であるが、本来、消費者と事業者の間には情報の質・量や交渉力に格差があり、消費者と事業者とは利益相反の関係に立つことから、連携は自然には進まないことを指摘した上で、連携推進のための具体的方法を提示すべき。	消費者と事業者の間には情報の質・量や交渉力等に格差があることも踏まえ、事業者が、消費者目線で、消費者の声を聴き、かついかすことは重要と認識しており、このため、消費者志向経営の推進に取り組むこととしており、第3章2(2)に、その旨記載しております。
175	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・「その他の持続可能な消費社会の形成に資する消費者と事業者との連携・協働」について、方向性は妥当だが、課題の重要性からすれば、「水産エコラベル」や「ホワイト物流」の推進の例示にとどまらず、推進すべき取組を明確化すべき。	持続可能な社会の形成に向けては、消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費を普及啓発するとともに、消費者志向経営の推進に取り組むことが必要であり、第5章2(3)においてその旨記載しております。
176	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・「持続可能な消費社会の実現に向けた社会的課題を解決するためには……不可欠な状況となっている」ということが、背景として記載されていることは重要であり、賛同。	持続可能な社会の形成に向けて、消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費を普及啓発するとともに、消費者志向経営の推進に取り組むことが必要であり、第5章2(3)に、その旨記載しております。
177	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・環境保全については、課題の重要性からすれば、「プラスチック・スマート」キャンペーンの展開を挙げるにとどまらず、さらに具体的な情報提供の在り方や取組の提案がなされるべき。	持続可能な社会の形成に向けて、消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費を普及啓発するとともに、消費者志向経営の推進に取り組むことが必要であり、第5章2(3)に、その旨記載しております。
178	3.消費者被害の防止に関する意見			・物価問題の観点から公共料金や必須の消費財・サービス等が国民生活に重大な影響を及ぼさないかについて監視すべき。	公共料金等の新規設定及び変更に係る決定等への対応については、第5章1(2)⑧に記載しております。御意見も踏まえ、引き続き、適切に対応してまいります。
179	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		・「②事業者の自主的な取組を支える枠組みの構築」において、消費者志向経営に関する取組を追記すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(2)②に、消費者志向経営について加筆しました。
180	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	1.エシカル消費		・「水産エコラベル」等の認証制度の推進をするのであれば、併せて、認証制度に関する消費者への周知、さらには、消費者が認証を受けた商品を購入する動機づけとなる政策(例えば、ポイント付与等)の検討を行うことも追記すべき。	水産エコラベル等認証制を推進するための具体的な施策については、消費者基本計画の閣議決定後に策定予定の工程表において、明示することとしております。
181	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	1.エシカル消費		・エシカル消費に関する消費者への普及啓発について、追記すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(2)において、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の普及啓発について加筆しました。
182	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	1.エシカル消費		・消費者志向経営に関する記載と併せて、対比する概念としてエシカル消費についても記載すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(2)において、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の普及啓発について加筆しました。
183	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	1.エシカル消費		・消費者が持続可能性に配慮した商品を選択できるよう、トレサビリティ制度の確立が重要。	消費者が持続可能性に配慮した商品を選択できるようにするため、当該商品の認証等に係る取組を推進することとしております。
184	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	1.エシカル消費		・水産以外の分野の産業においても、持続可能性に配慮した商品の認証等に係る仕組みの検討をする旨を記載すべき。	水産エコラベルは例示であり、水産以外の分野においても、消費者が持続可能性に配慮した商品を選択できるようにするため、商品の認証等に係る取組を推進することとしております。
185	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	1.エシカル消費		・SDGs達成の観点、CSRの観点、ESG投資の観点から優れた事業者が自主的に取組を行う一方、その取組を支えるのが優れた消費者によるエシカル消費となり、これらがセットで広がることで初めて消費の好循環を形成し、Win-Winの関係が生まれると考えられる。このため、消費者志向経営について触れるのであれば、対比する概念としてエシカル消費についても追記すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(2)において、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の普及啓発について加筆しました。
186	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	1.エシカル消費		・持続可能性に配慮した商品の認証ラベルは「水産エコラベル」以外に、「フェアトレードマーク」や、「FSC認証」、「レインフォレスト・アライアンス認証」等が存在。これらの認証ラベルの消費者への周知について追記すべき。	水産エコラベルは例示であり、水産以外の分野においても、消費者が持続可能性に配慮した商品を選択できるようにするため、商品の認証等に係る取組を推進することとしております。
187	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	1.エシカル消費		・消費者へのエシカル消費の普及・啓発に関する教育について追記すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(2)において、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の普及啓発について加筆しました。
188	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	1.エシカル消費		・認証制度は消費者の選択権の確保に有用と思われないので中止すべき。	認証制度は、消費者が持続可能性に配慮した商品を選択することに資するものと考えております。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
189	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		「事業者が、消費者全体の視点に立ち、消費者の声を聴くこと、未来・次世代のために取り組むこと、及び法令を遵守することを推進することが、企業としての社会的責任を果たしていると多様な関係者から評価され、円滑な資金調達等につながるよう、消費者志向経営(愛称:サステナブル経営)が社会の基本認識となるべく取り組む。」とあるが、そのほか、消費者が各種規制を無視する悪質事業者に誘惑されず健全な事業者を選択するための後押しとなるような行政としての取組を進めるべきであり、その旨を追記すべき。(2件)	御指摘の点については、第5章1(2)に記載しております。
190	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	2.食品ロスの削減		・学校給食の食品ロス問題が生じている。食育や一人当たりのカロリーの見直しが重要。	食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき策定する基本方針において、学校の教科等を通じた食品ロスの削減に関する理解と実践の促進や、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導等を位置付けており、これに基づいて、関係省庁等が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進してまいります。
191	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	2.食品ロスの削減		・食品ロスの削減の推進に当たっては、消費者も全て同じ立場に立つわけではなく、また、営利を目的とする事業者とでは利害が対立する場面もあり、常に連携がとれるとは限らない点に注意を払うことが必要。	食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき策定する基本方針において、消費者・事業者・行政それぞれに求められる役割と行動を位置付けており、これに基づいて、関係省庁等が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進してまいります。
192	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	2.食品ロスの削減		・食品ロスと食品の安全性、栄養、食習慣は別問題であり、項目を改めた方が良い。	食品の適切な消費を促すという観点で同質性を有することから、同一の項目としております。
193	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	2.食品ロスの削減		・食品ロスの削減のため、行政、事業者、マスコミ、消費者が連携して、食品ロス削減を包含した食育の場を、学校のみならず職域や自治会などにまで広げることが肝要。	食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき策定する基本方針において、地域の特性を踏まえた取組の推進等を位置付けており、これに基づいて、関係省庁等が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進してまいります。
194	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		「このため～キャンペーンに係る取り組みなど、地域の活性化や……」→「このため、地球温暖化や資源枯渇、生物多様性などの地球環境問題にかかる取り組み、食品ロスや海洋プラスチック削減にかかる取り組み、地域の活性化や……」と修正することを提案。	御意見を踏まえ、第5章2に、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の具体例には、地球温暖化対策等の環境保全に資する商品等の選択も含まれる旨を加筆しました。
195	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		「温室効果ガス削減」についての具体的事例を入れるべき。自然エネルギーの選択、フードマイレージを考え地産地消を選択すること、食品ロスを削減することも、温室効果ガスを減らすことに貢献するものであり、これらを追記すべき。	御意見を踏まえ、第5章2に、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の具体例には、地球温暖化対策等の環境保全に資する商品等の選択も含まれる旨を加筆しました。
196	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		「2. 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造」において、気候変動問題に言及すべきである。具体的には、21行目の「このため」の後を、「地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に関する取組や、食品ロスの削減に係る取組、さらには」とし、海洋プラスチックごみ問題の記述につなげるべき。	御意見を踏まえ、第5章2に、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の具体例には、地球温暖化対策等の環境保全に資する商品等の選択も含まれる旨を加筆しました。
197	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		・P31 5行目の「例えば」の後に、「気候変動問題については、家庭・業務部門において2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で4割削減するという目標の達成に向け、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買い替え」や「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進する。また、」を挿入すべき。	御意見を踏まえ、第5章2に、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の具体例には、地球温暖化対策等の環境保全に資する商品等の選択も含まれる旨を加筆しました。
198	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		・パリ協定が示す温室効果ガス削減に意欲的な目標を設定するため、現行のエネルギー基本計画・長期エネルギー需給見通しの見直しを国民的議論によって行い、見直し期限を待たず早急に改定作業に入ることを追記すべき。	エネルギー基本計画等の改定時期等の考え方については、当該計画等において記載されるべきものと考えております。
199	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		・世界では脱炭素に向けた取組が急がれており、この点について記載すべき。	御意見を踏まえ、第5章2に、消費が影響を及ぼす社会的課題の例示として、地球温暖化対策を明示しました。
200	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		・パリ協定を基にした温室効果ガスの削減目標の引上げが国際的議論となっているが、国・地方公共団体共にIPCCの警告に沿った国内対策を再考すべき。	御指摘の点については、地球温暖化対策に係る計画等において記載されるべきものと考えております。
201	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		・資源は循環して使うことも重要だが、3Rの基本的な考え方として、まずはリデュースが重要であるため、「資源やエネルギーの循環的利用により」→「再生可能エネルギーの選択や省エネルギー、省資源、資源の循環的利用により」と修正することを提案。	御意見を踏まえ、「脱炭素社会の実現や循環型社会の形成に向け、省エネルギー、再生可能エネルギーの利用、及び資源の循環的な利用を促進し、温室効果ガスの発生や天然資源の消費を抑制するため、」と修正しました。
202	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		・省エネ家電の購入はもとより、電力自由化により消費者にも再エネを選択し拡大していくことが可能となったことを踏まえ、「消費者の行動は経済社会に大きな影響を与えるものであり、特に食品ロスの削減、海洋プラスチックごみ削減及び、…」との記載について、「特に」の前に「省エネや再生可能エネルギーの選択などのCO2の削減」を入れるべき。	御意見を踏まえ、第5章2に、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の具体例には、地球温暖化対策等の環境保全に資する商品等の選択も含まれる旨を加筆しました。
203	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見	3.地球温暖化対策		・台風、豪雨・豪雪の増加、真夏日の増加に関しては、地球温暖化による気候変動の影響が大きい。私たちのくらしが気候変動、災害の多発につながっていることについて記載すべき。	御意見を踏まえ、第5章2に、消費が影響を及ぼす社会的課題の例示として、地球温暖化対策を明示しました。
204	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			「関係者の利益が最大化され、全ての関係者が満足するような社会の実現に向けて」という表現は、利益の点が強調されすぎており、公正かつ持続可能な社会の構築という理念とは若干のズレが生じている。	持続可能な社会の構築に向けては、社会的課題の解決に加え、持続的な経済成長も必要であることを踏まえ、「関係者全体の利益が最大化」と記載しております。
205	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			「消費者と事業者との連携・協働」に関する施策に期待。	持続可能な社会の実現に向けた社会的課題を解決する観点から、消費者と事業者との協働による取組を促してまいります。
206	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		「事業者が行政や消費者と協働し、自主的に、消費者の声を聴くことや法令を遵守することに取り組むよう促す」とあるが、この場面で、事業者が行政や消費者と何を「協働」するのか不明。事業者が「自主的に、消費者の声を聴くこと」を促すとされている点は適切であるが、抽象的な記載にとどまっている。例えば、お客様コールセンターの電話がなかなかつながらないようでは設置しても意味がない等の具体的な指摘をすべき。	消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費を進めるとともに、事業者が消費者志向経営を進めることで、消費者と事業者との協働により、未来の創造等に向けた消費生活の実現を図っていくこととしており、行政としては、いわゆるエシカル消費や消費者志向経営の普及啓発を図っていくこととしております。
207	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		・従業員への消費者教育について、消費者教育ポータルサイトへの取組事例の掲載に加えて、従業員への消費者教育が進んでいる企業の情報発信の場の提供、各種表彰制度における当該事例の加点評価など、取組を推進する事業者に対しての支援を行うべき。	従業員への消費者教育を含む消費者志向経営に取り組んでいる事業者について、公開の場で優良事例に係る表彰を行うなど、こうした事業者が社会的に評価されるよう取組を進めております。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
208	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		・苦情対応マネジメントシステムISO10002の事業者への導入促進について記載すべき。	消費者保護・顧客満足の視点からの苦情対応に係る取組を含む消費者志向経営について、その普及を推進していくこととしております。
209	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		・消費者志向自主宣言・フォローアップ活動について、他省庁・地方公共団体と連携した広報活動や、商工会議所への働きかけ、取組事例の横展開等により地方の企業や中小企業へ輪を拡大すべき。	消費者志向経営に取り組むことが、企業としての社会的責任を果たしていると消費者を始めとした多様な関係者から評価され、結果として、資金調達の円滑化その他企業の持続的な価値向上につながるよう、取組を進めている事業者の情報を発信するなど、環境整備に取り組んでいくこととしております。
210	5.事業者の自主的取組に関する意見	消費者志向経営		・見守りネットが機能していない現実を重く受け止め、社会的包摂の推進に行政の強いリーダーシップと推進力の発揮を期待する。その一環としての「消費者志向経営」に関する優良事例の表彰等の施策について賛成。	引き続き、消費者志向経営に取り組んでいる事業者について、公開の場で優良事例に係る表彰を行うなど、こうした事業者が社会的に評価されるよう取組を進めてまいります。
211	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・消費者庁は、消費者の利益を第一とする立場を貫くべきであり、「事業者とのWIN-WIN関係」との記載に違和感。	消費者トラブルの防止の観点から、従来から実施している①事業者に対する規制や、②消費者に対する支援に加えて、今後は、持続可能な社会の実現に向けた社会的課題を解決する観点から、③消費者と事業者とが共通の目標の実現に向けて協力して取り組む協働による取組を促す必要があると認識しております。
212	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・食品ロスやプラスチックごみの削減に向けて、行政職員に対する規則を策定し、遵守を義務付けるべき。	食品ロスやプラスチックごみの削減については、行政職員を含めて、国民運動として推進することが必要であり、関係省庁等の連携の下、適切に取り組んでまいります。
213	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・長時間労働や人材不足等の問題は、物流分野に限らず、あらゆる分野で進めるべきであり、その旨を計画に記載した上で、個別分野については工程表で具体的に記載すべき。	自動車運送事業の働き方改革については、宅配便の再配達への削減や引越時期の分散など、消費者の消費行動が直接的に課題解決に資する代表的なものであるため、消費者基本計画において明示しております。
214	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・働き方改革について、運送事業者のみ取り上げているが、なぜそこだけという違和感がある。	自動車運送事業の働き方改革については、宅配便の再配達への削減や引越時期の分散など、消費者の消費行動が直接的に課題解決に資する代表的なものであるため、消費者基本計画において明示しております。
215	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・ホワイト物流については、ネットでものを買う時代への大きな流れでも捉える必要がある。	自動車運送事業の働き方改革については、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」等に基づき、関係省庁等の連携の下、適切に取り組んでまいります。
216	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・マイクロプラスチックによる海洋汚染対策についても追記すべき。	プラスチックによる海洋汚染対策や資源循環については、プラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプラン等に基づき、関係省庁等の連携の下、適切に取り組んでまいります。
217	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・プラスチック問題の解決のため、拡大生産者責任を深堀することを前提にした、プラスチック製品の発生抑制、使用済みプラスチック用品を環境中に放出しない管理のしくみ、熱回収によらないリサイクルの仕組みなど具体的な解決策を早急に見直す作業に入るべきであり、その旨を追記すべき。	プラスチックによる海洋汚染対策や資源循環については、プラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプラン等に基づき、関係省庁等の連携の下、適切に取り組んでまいります。
218	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・循環型社会の形成や環境負荷の低減を図るための、消費者の行動を促す取組や、消費者への情報提供・教育について追記すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(2)において、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の普及啓発について加筆しました。
219	6.協働による豊かな社会の実現に関する意見			・消費者が持続可能な社会の実現に向けて行動できるよう、消費者教育・育成等を追記すべき。	御意見を踏まえ、第3章2(2)において、消費者が自分で考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費の普及啓発について加筆しました。
220	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・「「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」での議論を通じ、PF事業者が介在する消費者取引における環境整備等において、産業界の自主的な取組や共同規制等も含め、政策面・制度面の観点から検討を行う。」とあるが、「産業界の自主的な取組や共同規制等も含め」を「産業界の自主的な取組を尊重しつつ」に修正すべき。	現在、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引に関し、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」及び「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を開催し、検討を進めているところです。デジタル・プラットフォームに係る対応については、これらの結論を踏まえて進めてまいります。
221	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・「情報化社会の特性を踏まえ、政策面・制度面からの対応や新技術の活用促進等の必要な施策を推進し、消費者利益の最大化を図る」とあるが、一方で取引透明化法案(仮称)が2020年通常国会に提出されるといわれている。このほか、独占禁止法など既存の競争政策もあり、これらとの調和のとれた施策の企画立案・推進が求められることに留意の上、その旨を追記すべき。(2件)	現在、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引に関し、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」及び「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を開催し、検討を進めているところです。デジタル・プラットフォームに係る対応については、これらの結論を踏まえて進めてまいります。
222	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・GAFAへの対応等新しいビジネスや既存の法令で対応しきれない取引に対し、個人情報保護委員会、公正取引委員会等との連携を強め、速やかな法規制・執行体制の整備を行うべき。	現在、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引に関し、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」及び「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を開催し、検討を進めているところです。デジタル・プラットフォームに係る対応については、これらの結論を踏まえて進めてまいります。
223	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・PF等の利用等について、行政においても関係省庁が協力し、若年層に対して学校教育におけるリテラシー向上に向けた教育プログラムなどの策定を行う等、消費者の適切なICTサービスの利用・理解に必要なリテラシー向上のための教育・啓発の取組・施策を検討・実施すべき。	「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」の検討課題の1つに、デジタル化に対応した消費者教育・啓発に関わる事項を掲げており、適切に検討・施策の実施を進めてまいります。
224	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・PF事業者と売り手となった消費者間のトラブルという観点も盛り込むべき。	現在、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引に関し、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」及び「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を開催し、検討を進めているところです。デジタル・プラットフォームに係る対応については、これらの結論を踏まえて進めてまいります。
225	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・デジタル化への対応として、寡占企業によるデータ独占がもたらす情報の非対称性を是正するための法整備、デジタルサービスの利用において、データの取扱い等、消費者自身の意思の反映、選択の権利の行使が保障されるために必要な法整備について追記すべき。(2件)	デジタル化の進展に伴うデータに関連する対応は、競争政策での対応も進められていますが、消費者行政としては、現在、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」及び「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を開催し、検討を進めているところです。デジタル・プラットフォームに係る対応については、これらの結論を踏まえて進めてまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
226	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・デジタル社会の発展により個人を含む誰もが売主になれることとなり、ネット上の取引に関する被害の防止に向け、ネット上の取引に関するルール作りや、被害発生時の対処方法等に係る情報提供が必要。	現在、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引に関し、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」及び「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を開催し、検討を進めているところです。デジタル・プラットフォームに係る対応については、これらの結論を踏まえて進めてまいります。
227	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・プラットフォーム事業者が介在する取引においてはCtoC取引も盛んである。しかし、トラブル時には、取引の相手方も消費者であることから、消費者自身での解決が容易ではないこともあるため、PF事業者においても一定の苦情処理体制の導入が必要。	内閣官房のODR活性化検討会における議論などを踏まえ、今後、事業者における苦情処理を含め、正義へのアクセスの拡大に資する取組が進展することが期待される状況にあると考えております。
228	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・プラットフォーム事業者間のトラブルだけでなく消費者を主体とした苦情処理体制の整備をすべき。	内閣官房のODR活性化検討会における議論などを踏まえ、今後、事業者における苦情処理を含め、正義へのアクセスの拡大に資する取組が進展することが期待される状況にあると考えております。
229	7.デジタル化に関する意見	1.デジタル・プラットフォームへの対応		・特に GAFA と呼ばれる巨大 IT 企業に個人情報が集約的に集められ、そこからの個人情報管理が問題になっていることから、特に早急な整備が必要不可欠。	デジタル化の進展に伴うデータに関連する対応は、競争政策での対応も進められている状況にあります。消費者行政としては、現在、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」及び「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を開催し、検討を進めているところです。デジタル・プラットフォームに係る対応については、これらの結論を踏まえて進めてまいります。
230	7.デジタル化に関する意見	2.個人情報の保護		・「データ駆動社会」における個人情報の範囲を拡大し、クッキー(閲覧履歴データ)で得られたデータを個人情報とみなすことを規定すべき。	クッキー等の識別子に紐づくユーザーデータであっても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、個人情報保護法上の個人情報となります。
231	7.デジタル化に関する意見	2.個人情報の保護		・「多様な領域で、パーソナルデータを含むビッグデータの適切な管理と効果的な活用との調和を確保する」には、その監視機能が働かなくてはならず、個人情報保護委員会の体制強化を図るべき。	個人情報については、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護委員会において個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置を講ずるものと考えております。
232	7.デジタル化に関する意見	2.個人情報の保護		・「データ駆動社会」における個人情報を当該個人がコントロールする権利を法定すべき。	ビッグデータの取扱いの適正化とイノベーションの両立を図る観点から、多様な取組が進められており、個々の施策・制度に応じ、適切に取扱が検討・整理されていると考えております。
233	7.デジタル化に関する意見	2.個人情報の保護		・個人の消費に関するビックデータの利用状況を当該個人が把握できる仕組みが必要。	ビッグデータの取扱いの適正化とイノベーションの両立を図る観点から、多様な取組が進められており、個々の施策・制度に応じ、適切に取扱が検討・整理されていると考えております。
234	7.デジタル化に関する意見	2.個人情報の保護		・消費者が自らが関与してデータを流通させるためには、相応の判断・決定力が必要。一般的な消費者はもちろん、判断弱者であっても、適切な関与ができるための制度設計と、消費者が適切な判断をするための情報提供・消費者教育の体制を整備すべき。	ビッグデータの取扱いの適正化とイノベーションの両立を図る観点から、多様な取組が進められており、個々の施策・制度に応じ、適切に取扱が検討・整理されていると考えております。
235	7.デジタル化に関する意見	2.個人情報の保護		・情報銀行の推進に当たっては消費者へのデメリットの十分な情報提供が必要であり、個人が個人情報についての主体的修正権を確保できる体制とすべき。	情報銀行については、認定された事業者の取組のモニタリング等を通じて、取組の改善が随時図られるものと考えております。
236	7.デジタル化に関する意見	2.個人情報の保護		・情報銀行を推進するに当たっては、個人情報の利活用による個人生活・社会全体におけるビジョンや、個人におけるメリット・デメリット等を消費者が理解できる情報提供が不可欠。既に行われている試みや、モデル事業等についても情報提供し、消費者の意見も聴取し検証・検討すべき。	情報銀行については、認定された事業者の取組のモニタリング等を通じて、取組の改善が随時図られるものと考えております。
237	7.デジタル化に関する意見			・「インターネットの発展で情報へのアクセスが改善する一方、ネット上の口コミや噂で一部の商品やサービスに人気が集まるという現象が起きるなど、従前には見られなかったリスク・課題が出現する可能性があり」とあるが、テレビで紹介された商品等に人気を集まることは従来からある現象であり、インターネットの発展によって発生するような現象ではないし、むしろインターネットの発展によって様々な情報を比較検討することができることから、合理的な選択に寄与する側面もある。また、一部の商品等に人気を集まることそのものがリスク・課題になるわけではない。事実誤認であるため、記載内容を修正すべき。	インターネットがもたらす利便性が存在することは御意見のとおりである一方、何らかの形でSNSが関係する消費生活相談の件数が増加傾向にあるといった課題も存在することから、原案の記載としております。
238	7.デジタル化に関する意見			・情報通信技術の活用拡大について、神奈川県におけるハードディスク管理の問題に鑑み、行政機関における情報の管理について記載すべき。	行政機関に限らず、個人情報を含むデータの管理については、消費者基本計画に位置付ける以前の問題として、適切に対応されるべきものであると考えております。
239	7.デジタル化に関する意見			・「利便性とセキュリティ確保の調和」とあるが、利便性と並行してセキュリティの確保を進めるべき。	御意見の趣旨に沿って原案の記載となっております。
240	7.デジタル化に関する意見			・ICTやAIといった技術革新がもたらす変化で消費者が不利益にならないよう、事業者等の監視や規制等の強化について追記すべき。(2件)	消費者行政として、デジタル化への対応を進めるに際して、技術革新が消費者に及ぼす利便性の増進等の効果を損ねることのないように留意しつつ、消費者の利益の擁護・増進に資するよう対応してまいります。
241	7.デジタル化に関する意見			・Society5.0で目指す社会が技術の進歩により実現され、その新しい社会がもたらす変化への対応だけが必要なようにも受け取れる。「経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」は、国内外での規制強化を含むルールの整備等が伴って初めて実現できるものであり、これらが読み取れるよう、下記のような記述にすべき。 「Society5.0 は、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」とされているが、そのような社会の実現に向けては、「人間」(消費者)の権利を保障するため、新たな視点での消費者法制の整備が必要である。」	Society 5.0 の実現に向けては、消費者のリテラシー向上についても考慮して進められることが重要であり、規制の整備のみを強調することは必ずしも適当でないため、原案を修正する必要はないものと考えます。
242	7.デジタル化に関する意見			・Society5.0で目指す社会が技術の進歩により実現され、その新しい社会がもたらす変化への対応だけが必要なようにも受け取れる。「経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」は、国内外での規制強化を含むルールの整備等が伴って初めて実現できるものであるため、「人間」(消費者)の権利を保障するため、新たな視点での消費者法制の整備が必要である旨を記載すべき。	Society 5.0 の実現に向けては、消費者のリテラシー向上についても考慮して進められることが重要であり、規制の整備のみを強調することは必ずしも適当でないため、原案を修正する必要はないものと考えます。
243	7.デジタル化に関する意見			・新しいサービス等に対応・適応できない消費者への支援策について追記すべき。(2件)	消費生活上配慮を要する方が、デジタル化等に伴う消費者トラブルに巻き込まれた場合を含め、消費者ホットラインにおいて適切に対応できる状況を確保することが重要と考えております。引き続き、適切に対応してまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
244	7.デジタル化に関する意見			・スマホ等のデジタル機器について、誰もが取り残されずに利用できるよう、ルール整備、事業者の自主的取組の促進、消費者教育の普及が必要。	消費者がデジタル機器を適切に使いこなせることは非常に重要であり、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」の検討課題の1つとして、デジタル化に対応した消費者教育・啓発に関わる事項を掲げております。引き続き、適切に検討・施策の実施を進めてまいります。
245	7.デジタル化に関する意見			・情報化社会において、ネットにアクセスできない人の不利益をどのように少なくしていくかという視点を記載すべき。	消費者がデジタル機器を適切に使いこなせることは非常に重要であり、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」の検討課題の1つとして、デジタル化に対応した消費者教育・啓発に関わる事項を掲げております。引き続き、適切に検討・施策の実施を進めてまいります。
246	7.デジタル化に関する意見			・情報銀行における個人情報の取扱や活用に係る消費者へのリスク等の周知について追記すべき。	情報銀行については、認定された事業者の取組のモニタリング等を通じて、取組の改善が随時図られるものと考えております。
247	7.デジタル化に関する意見			・新技術の推進や経済成長の優先に、保護政策が後追いになっていることを真摯に受け止め、何よりもまず消費者保護政策を優先し、誰も置き去りにしないことをうたう内容とすべき。	消費者がデジタル機器を適切に使いこなせることは非常に重要であり、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」の検討課題の1つとして、デジタル化に対応した消費者教育・啓発に関わる事項を掲げております。引き続き、適切に検討・施策の実施を進めてまいります。
248	7.デジタル化に関する意見			・AI・IoTへのリスクや漠然と感じる不安を解決するため、安全性はもとより、事故が発生したときの責任は誰が負うのかなど、責任の所在を明確化するため、早急にルール作りが必要。政府が有識者会議「人間中心のAI社会原則検討会議」で議論されたAI(人工知能)に関する7つの原則を基に、昨年(2019年)6月の20か国・地域首脳会議(G20サミット)で決定した「AIルール」における、「基本的人権を脅かさないよう人が制御し、人に役立つことを前提とする「人間中心」を原則にする」ことについて、消費者庁も積極的に関与して推進すべき。	消費者庁では、今後、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」の下に設置したワーキンググループにおいて、全ての消費者がAIを有効かつ安全に利用できるよう、必要な方策等を検討することとしております。
249	7.デジタル化に関する意見			・情報提供に関する取組の充実として、ICタグや二次元コード等の新たな技術の活用でより詳細な情報を消費者が得られることは良いと考えるが、これら技術に対応できない高齢者等に、情報格差が生じないための施策も検討すべき。	消費者への情報提供方法を検討するに当たっては、新たな技術に対応ができない高齢者等にも配慮した検討を進めてまいります。
250	7.デジタル化に関する意見			・サイバーセキュリティ対策の強化が重要。	フィッシングに起因すると思われる消費者トラブルが発生しているため、セキュリティに関わる事項について、消費者の理解増進に資する取組を引き続き進めてまいります。
251	8.国際化に関する意見			・デジタル化、国際化により起こり得る消費者問題の解決に向けた各国との連携強化を期待。	御意見も踏まえ、消費者基本計画に明記した取組を推進してまいります。
252	8.国際化に関する意見			・CCJにおける相談対応の拡充が必要。	御意見も踏まえ、消費者基本計画に明記した取組を推進してまいります。
253	8.国際化に関する意見			・G20消費者政策国際会合で示された「新たな課題」が何か明確に分かるよう追記すべき。(2件)	御意見を踏まえ、第1章3に、「一方で、消費者のデータがどのように収集・活用されているかについて透明性が欠如するなど新たな課題にも直面しており」と加筆しました。
254	8.国際化に関する意見			・外国人がトラブルに巻き込まれるリスクより、悪意を持った外国人によるトラブルや犯罪防止の方が重要。スパイ潜入防止も含めて外国人犯罪防止策を強化すべき。(2件)	御意見は、消費者政策の範囲外の事象に関わるものと考えます。
255	8.国際化に関する意見			・外国人による消費の増加に伴い、外国人が取引の当事者となる場合の消費者トラブルが増加していくことが懸念されるかもしれないが、それよりも、日本にいる日本人がトラブルに巻き込まれた場合の対応が重要。	引き続き、消費者トラブルの発生防止等のため、適切な施策推進に努めてまいります。
256	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見	事故情報	・言語解析技術等のデータ分析技術の活用など新たなデータ分析技術の活用、ヒヤリ・ハット情報等の分析のためにSNS上の事故情報の分析が有益。	これまでも、テキストマイニングの手法を活用し、SNS上から消費者トラブルに関係すると思われる文字列を試行的に抽出する取組を実施しています。引き続き、ヒヤリ・ハット等に相当すると思われる文字列の的確な抽出・分析の取組を進めてまいります。
257	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見	事故情報	・誤使用やケアラーの不注意と思われる事故についても、消費者教育等を通じて、消費者が積極的に情報を提供しやすい環境を整備して把握困難な情報を収集すべき。	生命・身体分野の消費者事故情報の収集に際しては、PIO-NETも活用しているところです。御意見を踏まえ、本人以外からの消費生活相談も適切に対応し、相談を円滑に受け付けることを含め、取組を進めてまいります。
258	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見	事故情報	・事故情報データの品質向上のため、入力項目の明確化等や、入力に対する研修等の入力スキルの向上と技術的支援が必要。	第3期消費者基本計画工程表において、事故情報データベースのデータの充実に努めている旨を記載しているところであり、御意見も参考に、今後も適切な取組を検討してまいります。
259	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見	事故情報	・医療機関ネットワークは任意の協力で、かつ、情報は一般公開されていない。事故情報は「社会で広く共有するもの」との認識に立ち、可能な範囲で公開を促進すべき。特に、現在非公開とされている医療機関ネットワークの情報について、より有効に活用できるよう、個人情報に留意した上で、研究目的等に応じて情報を提供することを検討すべき。	収集した事故情報の活用について、頂いた御意見も参考にしながら取組を進めてまいります。
260	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・PIO-NETについて現状の課題と刷新の内容を具体的に記述すべき。	PIO-NETの刷新については、PIO-NET 刷新検討会報告書(2019年9月国民生活センター公表)において、刷新の取組内容等を整理しており、これに基づき、適切に対応を進めてまいります。
261	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・PIO-NETのデータ分析について、AIを導入して緻密な分析を可能にする旨を明記し、実現すべき。(2件)	PIO-NETの刷新については、PIO-NET 刷新検討会報告書(2019年9月国民生活センター公表)において、刷新の取組内容等を整理しており、これに基づき、適切に対応を進めてまいります。
262	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・SNSでの消費生活相談の実施に当たり、近隣市町村間での広域連携や都道府県による支援等の体制整備が重要。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、広域連携等を含めて消費生活相談体制の強化を進めてまいります。
263	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・SNSを介した消費生活相談対応の導入について検討が必要。	今後、SNSでの消費生活相談の実施を進めることとしており、第4章(1)に、その旨記載しております。
264	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・消費生活相談におけるICTやAIの活用拡大においては、消費者目線を踏まえて活用すべき。	消費生活相談へのICTの導入については、消費者にとって使いやすいものになるよう配慮して、取組を進めてまいります。
265	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・消費生活相談への新しいシステムやチャットボットの導入に当たっては、消費者の目線を踏まえることが必要。	消費生活相談へのICTの導入については、消費者にとって使いやすいものになるよう配慮して、取組を進めてまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
266	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・ボイスチャット等の新たなコミュニケーション手段を用いた消費生活相談対応の導入について検討が必要。	電話での相談が苦手又は困難な人のためにSNSでの消費生活相談の実施を進めることとしており、第4章(1)に、その旨記載しております。
267	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・PIO-NETは消費者行政の根幹をなすものであることや、消費生活相談の重要性を具体的に明示すべき。	御意見を踏まえ、第3章1(2)に、消費者政策において目指すべき社会の姿等として、「誰もがアクセスしやすい一元的な消費生活相談体制の整備」について加筆しました。
268	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・消費生活相談の現場へのICTやAIの導入については、消費生活相談の本来の役割を全うすることを前提に、また高齢者や障害者等の相談者の特性にも配慮することについて加筆すべき。	消費生活相談へのICTの導入については、消費者にとって使いやすいものになるよう配慮して、取組を進めてまいります。
269	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	1.情報に関する意見		・収集した事故情報の活用として注目すべき製品事故予測システムを進化させ、実用に供していくことについて記載すべき。	事故情報の一元化に係る取組については、事故情報データベースに入力されるデータの充実に努める旨、記載しております。御意見については、更なる施策推進に際して、参考とさせていただきます。
270	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	見守りネットワーク	・人口5万人未満の市町村についても、引き続き消費生活センターの設置を促進すべき。その際、高齢者や障害者等、一般的に消費生活センター等の窓口まで赴くことが困難である消費者の相談機会を確保するため、広域化せず、各市町村に消費生活センターを設置することを目標とした支援を検討すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費生活センターの設置を促進してまいります。
271	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	見守りネットワーク	・見守りネットワークの拡大について、地域の人材不足に対応するための具体的な見通しを示すべき。	御意見を踏まえ、第4章(2)に、民生委員等や郵便局・宅配事業者等の消費者生活協力員や協力団体としての活用を促進する旨、加筆しました。
272	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	見守りネットワーク	・詐欺等の犯罪防止に向けて地域ネットワーク・コミュニティによる見守り体制の構築・強化について追記すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費者安全確保地域協議会の設置等を促進してまいります。
273	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	見守りネットワーク	・大東亜戦争敗戦後の幾多の悪しき影響によって、核家族化がすすみ、地域コミュニティが崩壊し、地域で持続可能でなくなったことが、今日の雑多な事象となって表れている。根源的な原因にメスを入れないで、表面的な対応に陥っているように感じる。	現実社会のコミュニティへの参加率低下を補完する仕組みが必要と認識しており、第3章1(4)においてその旨記載しております。
274	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	見守りネットワーク	・地域コミュニティ再生に向けた施策を充実させることで、消費者問題だけでなく、日本の抱えている多くの課題解決につながる。	現実社会のコミュニティへの参加率低下を補完する仕組みが必要と認識しており、第3章1(4)においてその旨記載しております。
275	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	見守りネットワーク	・詐欺等の未然防止、取締りのための仕組みとして、消費者安全確保地域協議会を活用することを記載すべき。	消費者被害の未然防止等のため、消費者安全確保地域協議会の活用は重要と認識しており、第5章5(3)に、「消費者被害に遭いやすい人の見守り活動などを行う見守りネットワークについて、人口規模にかかわらず、より多くの高齢者等の消費者が見守られる体制を構築する」と記載しております。
276	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	見守りネットワーク	・市町村ごとに「協議会」があることは理想だが、構成員の確保が困難で「協議会」を設置すること自体が困難な地域もある。この場合、都道府県で「協議会」を作り、「地域」でネットワークを構築するためのノウハウを提供するというを行うことが必要。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費者安全確保地域協議会の設置等を促進するとともに、国・都道府県・市区町村等がそれぞれの役割について十分認識した上で、適切に連携して取組を進めてまいります。
277	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	見守りネットワーク	・消費者安全確保地域協議会の設置・運営の支援等は、高齢者等の権利擁護の側面を有しており、消費者庁と厚生労働省が連携して、地方公共団体の施策を支援していくべきであることから、厚生労働省が進めている「我が事・丸ごと地域共生社会」との連携について記載すべき。	御意見を踏まえ、第4章(2)に、福祉のネットワーク等を活用した見守りネットワークの設置促進について加筆しました。
278	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	見守りネットワーク	・消費者安全確保地域協議会の設置・運営への支援に関する事項を明記すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費者安全確保地域協議会の設置等を促進してまいります。
279	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	地方消費者行政	・消費生活センターの設置に際しての新しいガイドラインを定め、広域連携により当該地方公共団体の消費者行政と職員体制が後退しないようにするとともに、相談情報の共有や施策の連携実施により消費者行政全体の充実につなげるべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費者安全確保地域協議会の設置等を促進するとともに、国・都道府県・市区町村等がそれぞれの役割について十分認識した上で、適切に連携して取組を進めてまいります。
280	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	消費生活相談員	・消費生活相談員の資格保有率を高めるとともに、資格者の養成を計画的に地方公共団体と協力しながら推進すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費生活相談員の資格保有率の向上等を促進してまいります。
281	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	消費生活相談員	・消費生活相談員の専門性の評価を個々の地方公共団体に任せるのではなく、全国的に共通する評価として整備し、待遇改善を推進すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦において、相談員資格について具体的に定義しております。
282	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	消費生活相談員	・相談、テストだけではなく、消費者教育といった業務が追加された消費生活相談員の身分保障を一層充実させる必要。	御意見を踏まえ、第4章(2)に、「いわゆる雇止めの解消を含む消費生活相談員の処遇改善及び社会的プレゼンスの向上を図る」と加筆しました。
283	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	消費生活相談員	・地方における、消費生活相談員の処遇改善、消費者行政部門・福祉部門の体制の充実等の体制整備について支援を強化すべき。	御意見を踏まえ、第4章(2)に、「いわゆる雇止めの解消を含む消費生活相談員の処遇改善及び社会的プレゼンスの向上を図る」と加筆しました。また、福祉部局との連携も含めた消費者行政に係る体制の整備についても、第4章(2)に記載しております。
284	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	地方消費者行政	・行政職員の体制や研修強化・充実を図るだけでなく、外部の専門家の任用や連携・協力を得て、法執行強化・充実を図るべき。	法執行等の実施体制の強化に向けて、外部人材の登用等による専門人材の確保が重要と認識しており、第5章5(2)に、その旨記載しております。
285	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	消費生活相談員	・消費生活相談の電話対応者は、年配の女性が多いが、自己主張の多い人が多く、不愉快になる。男性特有の消費生活相談(結婚相談所等)もあり、男性の対応者も必要。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費生活相談員の質の向上等を促進してまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
286	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	消費生活相談員	・消費生活相談員が資格を有する専門職であり、かつ消費者にとっての防波堤としての役割を果たす重要な職であることに鑑み、非常勤的な雇用ではなく「正規職員としての確かな処遇改善を行う」旨を加筆すべき。地方公共団体の直接雇用だけではなく、委託などにおいても同様の取扱が必要である旨明示すべき。	御意見を踏まえ、第4章(2)に、「いわゆる雇止めの解消を含む消費生活相談員の処遇改善及び社会的プレゼンスの向上を図る」と加筆しました。
287	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	消費生活相談員	・消費生活相談員の高齢化が顕著であり、かつ、人材の確保に腐心している消費生活センター等も多いたところ、処遇改善に加え、人材不足の原因究明、若年層等へ消費生活相談員という職種の周知についても積極的に検討すべき。	御意見を踏まえ、第4章(2)に、「いわゆる雇止めの解消を含む消費生活相談員の処遇改善及び社会的プレゼンスの向上を図る」と加筆しました。
288	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	消費生活相談員	・消費生活相談員の担い手不足や、地方公共団体間で予算措置に格差が生じている中で、専門性の高い業務を担っている消費生活相談員に関しては国としての財政支援を強めるべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費生活相談員の配置等を促進してまいります。
289	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見	消費生活相談員	・消費生活相談員不足の解消のため、消費生活相談員の処遇改善・消費生活相談員の育成に対する国からの財政支援や、地方消費者行政に携わる行政職員の人材の確保・育成を明示すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費生活相談員の配置等を促進してまいります。
290	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・「高度化・複雑化した消費者問題に対応するため」に弁護士を外部講師として活用するとあるが、高度・複雑な問題ではなくても、一般的な社会のルール(契約)や消費者市民社会の考え方の普及といった場面でも弁護士は活用できるので、役割を限定するかのような記載は好ましくない。	御意見を踏まえ、第4章(2)の記載を、「高度化・複雑化した消費者問題にも対応するため」と修正しました。
291	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・「高度化・複雑化した消費者問題に対応するために弁護士、司法書士、金融関係等の専門家を」を「高度化・複雑化した消費者問題に対応するために弁護士、司法書士、社会福祉士、金融関係等の専門家を」に修正すべき。	御意見を踏まえ、第4章(2)の記載に、社会福祉士を追記しました。
292	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・一般に民間人は消費者行政を担わないこと、また、具体的にどのような民間人を想定しているのかが不明確なため、「消費者行政を担う人材を・・・官民を問わず幅広く育成する」を「消費者行政の目的に資する活動を担う人材を幅広く育成する」に修正すべき。	消費者行政に係る体制整備に向けて、行政職員のみならず外部人材の活用が重要と認識しているため、「官民を問わず」と記載しております。
293	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・消費生活アドバイザーや消費生活専門相談員資格等の民間資格と連携したPRを行うなど、事業者を巻き込んで、消費生活相談を担う人材の発掘・育成を進めるべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費生活相談員の配置等を促進してまいります。
294	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・教員の研修が整うまでの人的資源の不足及び日々多様化・複雑化する消費者トラブルへの対応として外部人材の採用や連携・協働が必要。	消費者教育の推進のため外部人材の活用が重要と認識しており、第4章(2)に、その旨記載しております。
295	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・消費者委員会の監視機能が最大限発揮されるように、委員会事務局・スタッフ機能を強化することについて追記すべき。	消費者委員会が監視機能を発揮するため、専門的観点から積極的に調査審議や建議等を行うことが重要と認識しており、第5章5(2)に、その旨記載しております。
296	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・消費者教育や法執行強化に当たって、地域の専門家との連携を更に強化する検討を行うべき。	消費者教育の推進のため、地域の専門家を含めた外部人材の活用が重要と認識しており、第4章(2)に、その旨記載しております。
297	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・消費者教育を推進するための環境整備に向け、教育を担う人的資源の養成・拡大を計画的に推進するため、地方公共団体や教育機関に対する財政支援が必要。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
298	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・消費生活相談員の正規雇用の徹底と待遇改善、専門性の発揮できる環境の整備が重要。	御意見を踏まえ、第4章(2)に、「いわゆる雇止めの解消を含む消費生活相談員の処遇改善及び社会的プレゼンスの向上を図る」と加筆しました。
299	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・広域連携については、やむを得ない地方公共団体があることも現実だが、センターを持たない地方公共団体で、消費者行政の希薄化が起きている。単に窓口業務だけがセンターの役目ではなく、自地域で発生している事故、事件を迅速に取らまえ、市民への対応が重要で、ここを補完する施策を講じるべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、消費生活センターの設置等を促進してまいります。
300	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・消費者委員会の監視機能が最大限発揮されるように、外部の専門家との協働を促進できるよう体制整備、財政投入が必要。	消費者委員会が監視機能を発揮するため、専門的観点から積極的に調査審議や建議等を行うことが重要と認識しており、第5章5(2)に、その旨記載しております。
301	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・消費者庁の人員の増加が必要。特に、「法を執行できる人材」が必要。法案起案者だけでなく行政一般に必要な交渉力・説得力・ファシリテーション力等に優れた行政マンとして人材の育成を図ることが必要。	消費者庁を始めとした関係府省庁等において消費者政策に関する専門家を育成することは重要と認識しており、第5章5(2)に、その旨記載しております。
302	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	2.人材に関する意見		・消費者被害の未然防止・救済・早期の拡大防止・再発防止のため、適格消費者団体の活動で経験と知見を蓄積した人材を行政部門の法執行部門に任用したり、情報交換をするなど連携した活動で法執行を促進する方策を具体化する旨を追記すべき。	法執行等の実施体制の強化に向けて、外部人材の登用等による専門人材の確保が重要と認識しており、第5章5(2)に、その旨を記載しております。
303	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・「地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的、安定的な取組を支援する。」を「～計画的・安定的な取組を継続して検討し、支援する。」とすべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
304	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・第196回の衆参両院で「消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」における「地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討する」を踏まえた記述を盛り込むべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
305	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方の実情を踏まえ、「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会報告書」に記載されているとおり、国・地方公共団体共に必要な財源が確保されるよう取り組むことを明示すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
306	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方公共団体が行っている、消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、法令違反事業者に対する行政処分事務、適格消費者団体への活動支援事務、食品リコール情報の受理・公表事務など国と地方公共団体相互の利害に係る事務の予算については、地方財政法第10条の改正を行い、国の恒久的財源措置を図るべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
307	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方公共団体の自主財源確保の支援だけでなく、国においても必要な財源の確保・充実に向けて必要な施策を検討すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
308	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方公共団体の消費者行政の強化は、予算があつたとしても職員が足りず手を付けることができないのが実情。人員要求のため、支援の中に正規職員経費を含めるべき。	地方公共団体の正規職員の人件費については、当該地方公共団体において負担すべきものと考えております。
309	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方消費者行政の財源確保について、「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」・「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会」報告書における以下の指摘を踏まえて加筆すべき。 ①「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」報告書 ○地方公共団体が一定期限までに安定的な地方の一般財源に裏付けられた消費者行政基盤を確立するための方策を講ずる ○専ら消費者行政関係施策に充てられる財源確保に向けて検討 ②「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会」報告書 ○消費者庁は、平成30年の消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議等も踏まえ、財政支援策の検討を進める(10件)	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
310	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方消費者行政の持続的な強化を推進するため、交付金措置による財政支援の継続に加えて、地方消費者行政の財政基盤確立に向けた抜本的な施策の検討を進めることを明示すべき。(9件)	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
311	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方消費者行政の充実・強化のため、国が率先して必要な財源を確保すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
312	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方消費者行政の充実強化に向け、地方財政法を改正し、地方にお金が流れる仕組みを構築すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
313	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方消費者行政は自治事務と位置付けられているとしても、社会の変化、消費者行政の業務の範囲や性格の変化に応じて、財源面において国としての相応の役割が求められることから、恒常的支援をすべきであり、地方消費者行政強化交付金等の財政支援の強化を明示すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
314	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方消費者行政を自治事務としてのみ規定して財政問題を判断するのではなく、消費者行政の仕組みや在り方から財政的負担の在り方を検討すべきであり、そのための制度的検討をすべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
315	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方消費者行政強化交付金の見直しを行い、より使いやすい交付金制度の策定を含めた財政支援の充実について追記すべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
316	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方消費者行政強化交付金事業について、重点施策を盛り込みつつ、現場ニーズに応える交付金メニューに改正すべき。	地方消費者行政強化交付金による支援対象については、従来から、地方公共団体からの御意見等を踏まえ、現場ニーズに即したものとまいりましたが、今後とも、地方公共団体からの御意見等を踏まえつつ、不断の見直しに努めてまいります。
317	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・都道府県消費者団体連絡会が公表した2019年度の都道府県消費者行政調査では、悪質事業者の取締りを行う法執行担当の行政職員が設置されている都道府県は20にとどまることが明らかになったが、都道府県における法執行を強化するため、人員の確保及び職員向けの研修を充実させるために予算を拡充する等の措置を求める。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
318	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・学校教育において外部講師を招く際の実費について、学校任せにするのではなく、積極的な財政措置をとるべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
319	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・地方公共団体からは消費者教育は国の問題という指摘があることを踏まえ、消費者教育についてより積極的な財政支援をうたうべき。	地方消費者行政の充実・強化に向け、第4期消費者基本計画の閣議決定に合わせ、新たな地方消費者行政強化作戦2020を公表することとしております。本強化作戦に基づき、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援してまいります。
320	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・消費者庁は、各府省庁の枠を超え、消費者行政の司令塔としての役割を有している。その推進のための十分な予算確保を図るべき。	必要な予算の確保に努めてまいります。
321	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	3.財政に関する意見	地方消費者行政	・人材の増加もままならない状況は、他の省庁から比較してあまりに少ない財政基盤にあり、「消費者行政」の中心的役割を担う消費者庁の財政の増加に努力を要すべき。	必要な予算の確保に努めてまいります。
322	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	4.法令等に関する意見	地方消費者行政	・「既存の法令が必ずしも対応・想定していなかったと思われる新しいビジネスが登場している。」とあるが、具体的に例示すべき。例示できないのであれば事実誤認と思われるので、削除すべき。	既存の法令が必ずしも対応・想定していなかったと思われる新しいビジネスを行っている事業者としては、例えば、デジタル・プラットフォーム企業を想定しております。
323	9.政策推進のための行政基盤の整備に関する意見	4.法令等に関する意見	地方消費者行政	・「法令やガイドラインの整備を進めるほか・・・新しい情報提供の枠組の整備に向けて取り組む」とあるが、内容が不明確であるため「法令やガイドラインの整備を検討するほか、・・・枠組の整備に向けた検討を行う」とすべき。	新しい情報提供の枠組の整備に向けた検討を行い、その結果を踏まえた対応を進めていくこととしており、原案を修正する必要はないものと考えます。
324	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能	すき間事案への対応	・いわゆる「すき間事案」について、消費者庁が「消費者行政の司令塔」として、消費者安全法を活用して積極的に対応する旨を加筆すべき。(7件)	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は消費者安全法の規定等に基づき、関係する所管法令等が存在しない商品やサービス(いわゆるすき間事案)に関する取組を進める」と加筆しました。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
325	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能	すき間事案への対応	・消費者庁所管案件のみでなく、他省庁所管案件についても消費者視点を刺しこんでいくことが消費者行政の司令塔としての消費者庁に期待される役割である。消費者庁の現状の体制・力量を前提とせずに、「着実な法整備」「すき間事案への対応」「地方消費者行政や適格消費者団体への財政支援」など、消費生活の安全・安心のために必要な施策がカバーされた内容とすべき。(7件)	御意見を踏まえ、いわゆるすき間事案への対応について、第4章(4)に、「消費者庁は消費者安全法の規定等に基づき、関係する所管法令等が存在しない商品やサービス(いわゆるすき間事案)に関する取組を進める」旨、加筆しました。 なお、制度整備については、既に第4章(4)に記載しており、地方消費者行政や適格消費者団体への財政支援についても、既に第5章に記載しております。
326	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能	すき間事案への対応	・すき間事案への対応など、法律の執行体制及び着実な法整備に関して、消費者庁の司令塔機能を明確にした記述にすべき。	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は消費者安全法の規定等に基づき、関係する所管法令等が存在しない商品やサービス(いわゆるすき間事案)に関する取組を進める」と加筆しました。
327	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能	すき間事案への対応	・すき間事案への積極的かつ実効的な対応を実現するため、網羅的・包括的な消費者法制の整備を検討すべき。(9件)	すき間事案への適切な対応を図ることができるよう、消費者安全法の規定の整備を既に実施しているところであり、その運用を適切に進めるとともに、事業者・事業者団体の自主規制に消費者行政の視点を反映する取組を推進するなど、引き続き適切に対応してまいります。
328	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能	すき間事案への対応	・関係する所管法令等が存在しない商品やサービスに対しては、消費者安全法にもとづき、柔軟な対応ができる制度を構築すべき。	すき間事案への適切な対応を図ることができるよう、消費者安全法の規定の整備を既に実施しているところであり、その運用を適切に進めるとともに、事業者・事業者団体の自主規制に消費者行政の視点を反映する取組を推進するなど、引き続き適切に対応してまいります。
329	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能	すき間事案への対応	・既存の法令で対応しきれない新しいビジネス等に係る取引に対し速やかな法規制・執行を行うことや、関係する所管法令等が存在しない商品やサービスに対して、消費者安全法に基づき積極的に執行することを明示すべき。	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は消費者安全法の規定等に基づき、関係する所管法令等が存在しない商品やサービス(いわゆるすき間事案)に関する取組を進める」と加筆しました。
330	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能		・消費者行政を各省庁横断的に一元的に推進するため、消費者行政の司令塔としての消費者庁の強化・充実を明示すべき。(2件)	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は(中略)、「消費者行政の司令塔・エンジン役」として新しい課題・横断的な課題に対応するため、関係府省庁と連携して政策面・制度面の検討等を的確に進める」と加筆しました。
331	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能		・消費者庁が消費者行政の司令塔機能をより一層発揮できるようにするため、消費者庁自身の人材確保・育成、財政確保の在り方について明示すべき。	御意見を踏まえ、司令塔機能発揮の方向性について、第4章(4)に記載を追加しました。
332	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能		・「着実な法整備」「すき間事案への対応」「地方消費者行政や適格消費者団体への財政支援」など、国民の消費生活の安全・安心のために必要な施策がフォローされた内容とすべき。	御意見を踏まえ、いわゆるすき間事案への対応について、第4章(4)に加筆しました。なお、制度整備については、既に第4章(4)に記載しており、地方消費者行政や的確消費者団体への財政支援についても、既に第5章に記載しております。
333	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能		・司令塔機能に関する記載を充実すべき。	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は(中略)、「消費者行政の司令塔・エンジン役」として新しい課題・横断的な課題に対応するため、関係府省庁と連携して政策面・制度面の検討等を的確に進める」と加筆しました。
334	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能		・消費者が安全安心に生活する権利のため、消費者庁には、消費者行政の司令塔としての役割を期待。	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は(中略)、「消費者行政の司令塔・エンジン役」として新しい課題・横断的な課題に対応するため、関係府省庁と連携して政策面・制度面の検討等を的確に進める」と加筆しました。
335	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能		・消費者庁が関係省庁の調整役を果たすという意味での司令塔機能が十分発揮されておらず、司令塔機能をいかすべき。(3件)	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は(中略)、「消費者行政の司令塔・エンジン役」として新しい課題・横断的な課題に対応するため、関係府省庁と連携して政策面・制度面の検討等を的確に進める」と加筆しました。
336	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能		・消費者庁が消費者行政の司令塔機能を発揮し、各省庁と連携して施策を推進する旨を前面に出すべき。	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は(中略)、「消費者行政の司令塔・エンジン役」として新しい課題・横断的な課題に対応するため、関係府省庁と連携して政策面・制度面の検討等を的確に進める」と加筆しました。
337	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能		・消費者庁が消費者行政の司令塔機能を一層発揮することを、独立項目として明示すべき。(10件)	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は(中略)、「消費者行政の司令塔・エンジン役」として新しい課題・横断的な課題に対応するため、関係府省庁と連携して政策面・制度面の検討等を的確に進める」と加筆しました。
338	10.その他の消費者行政に関する意見	消費者行政の司令塔機能		・消費者庁の司令塔機能を前面に押し出して、消費者行政を行うとの姿勢を示す基本計画とすべき。	御意見を踏まえ、第4章(4)に、「消費者庁は(中略)、「消費者行政の司令塔・エンジン役」として新しい課題・横断的な課題に対応するため、関係府省庁と連携して政策面・制度面の検討等を的確に進める」と加筆しました。
339	10.その他の消費者行政に関する意見			・「学校・地域・家庭・職域」の順番ではなく、「家庭」を最初に記載すべき。	記載順については、消費者基本法第17条に準じております。
340	10.その他の消費者行政に関する意見			・今後、重要となる「環境」を入れること。	御意見を踏まえ、第5章2.において、賢い消費行動(いわゆるエシカル消費)の具体例には、地球温暖化対策等の環境保全に資する商品等の選択も含まれる旨を明示しました。
341	10.その他の消費者行政に関する意見			・訪日観光客の増加により観光スポットが異常に混雑しており、日本人が観光を楽しめない。訪日外国人を単純に増やすための政策を停止するよう働きかけるべき。	訪日観光客の増加は、消費者政策とは別の重要政策課題であり、その実現に向け、取組を進める必要があります。いずれにしても、国際化の進展に伴い生じる消費者トラブルの発生防止等のため、引き続き、施策の推進を図ってまいります。
342	10.その他の消費者行政に関する意見			・工程表についてはこれまでと同様、策定・改定の際に必ずパブリックコメントに付すべき。(2件)	御意見を踏まえ、第5章に、「工程表においては、今期消費者基本計画の対象期間中の取組予定及びKPI(重要業績評価指標: Key Performance Indicator)を明示し、国民の意見を反映させるための取組を進めるとともに」と加筆しました。
343	10.その他の消費者行政に関する意見			・消費者が適切な相談窓口に通われるよう、消費者生活センターがまずは窓口になり、そこから適切な相談窓口案内ができるよう窓口間の連携の強化を図るとともに、窓口間の連携について消費者に周知する旨を記載すべき。	これまで、地方消費者行政ブロック会議等の機会を捉え、相談窓口相互の連携強化を促してきたところであり、引き続き、適切に対応してまいります。
344	10.その他の消費者行政に関する意見			・超高齢社会である現在、特定技術の利用ができないために情報が受け取れないような状態は避けるべきであり、消費者が必要な情報を得られるよう、様々な媒体や技術を用いて確実に届く情報発信について追記すべき。	第5章4(2)に記載のとおり、より一層戦略的に普及啓発の取組を進めることとしており、その際、御意見の趣旨を踏まえてまいります。
345	10.その他の消費者行政に関する意見			・「前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめる」と記載されているが、国民に分かりやすい形で取りまとめるよう工夫するとともに、実施のあり方について国民から意見募集すべき。	毎年度消費者白書を作成・公表してきたところですが、引き続き、国民に分かりやすい内容とすべく、努めてまいります。

No.	大分類	中分類	小分類	意見概要	回答
346	10.その他の消費者行政に関する意見			・消費者の意見の反映について、当事者の声を聞く旨も加筆すべき。	消費者基本計画及び工程表の策定時等の、重要な政策課題の策定過程においては、パブリックコメント手続を経るなど、当事者を含む国民各層の御意見を伺っているところです。今後も、適切に対応してまいります。
347	10.その他の消費者行政に関する意見			・消費者庁においては、取組や成果についての情報公開などを積極的に行うべき。	注意喚起・普及啓発資料、執行に関する公表資料について、正確かつ分かりやすい内容となるよう努めているところです。今後も、適切に対応してまいります。
348	10.その他の消費者行政に関する意見			・消費者政策の検討過程や意見形成過程において、経済界から実務をよく知る者を複数参画させることが重要であり、「また、消費者被害の削減と健全な事業活動への影響のバランスを考慮した効果的な政策実現の観点及び透明性の確保の観点から、審議会等の政策検討過程に経済界から実務担当者を参画させ、関係者間の建設的な意見形成を促す。」旨を追記すべき。	消費者の意見の反映に関しては、消費者基本法第18条の規定等を踏まえて記載されているのですが、消費者政策に限らず、関係者・関係機関の実情等を適切に把握することは重要であると考えており、引き続き、多様な意見を適切に把握すべく努めてまいります。
349	10.その他の消費者行政に関する意見			・EBPMの観点からの政策立案を項目として建てるべき。	EBPMの推進については、消費者政策に限らず、政府全体として横断的に取り組まれているものであり、適切に対応してまいります。
350	11.その他の意見			・「1消費者契約法」を「消費者契約法」に修正すべき。	御指摘を踏まえ、修正しました。
351	11.その他の意見			・悪意ある情報発信や風評被害、悪質なクレームなどの問題に対応するため、消費者のモラルやリテラシーの向上も求められている旨記載すべき。	消費者においては、適切・円滑に見解を伝えることのできる能力も重要と考えております。今後、そうした能力の醸成に資する取組についても検討・推進してまいります。
352	11.その他の意見			・改正個人情報保護法の法律番号を記載すべき。	個人情報保護法が平成27年に改正された内容を示す語として、「平成27年改正法」としていることから、法律番号を付す必要はないものと考えております。
353	11.その他の意見			・従来、田畑(特に水田)が洪水時のバッファ役を果たしてきた。自然災害が激甚化・多発化とのことだが、田畑が減少しているという根源的な原因に対応すべき。	御意見は、消費者政策の範囲外の事象に関わるものと考えます。
354	11.その他の意見			・保護された多重債務者に対して、債権を有している善意の被害業者の救済制度を構築すべきではないか。	消費者政策は、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策を意味するものであり、御意見はその範囲外であるものと考えます。
355	11.その他の意見			・純粋に消費のみをする人は減っているため、「消費者基本計画」ではなく「消費者(生活者)基本計画」とすべき。	本計画は消費者基本法第9条第1項の規定に基づき、消費者基本計画として定めるものです。
356	11.その他の意見			・地域コミュニティの再生、国民のボランティア意識の醸成を進めるような具体的施策を検討し、記述すべき。	御意見は、消費者政策の範囲外の事象に関わるものと考えます。
357	11.その他の意見			・中小小売事業者が、災害時の停電等によりキャッシュレス決済が利用できないという事態に対応できるよう、災害時の対策・支援等の環境整備を図るべき。	消費者政策は、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策を意味するものであり、御意見はその範囲外であるものの、政府としては、災害時にも消費者や店舗が安全・安心にキャッシュレス決済を利用できる環境整備に向けて検討を行っているところです。